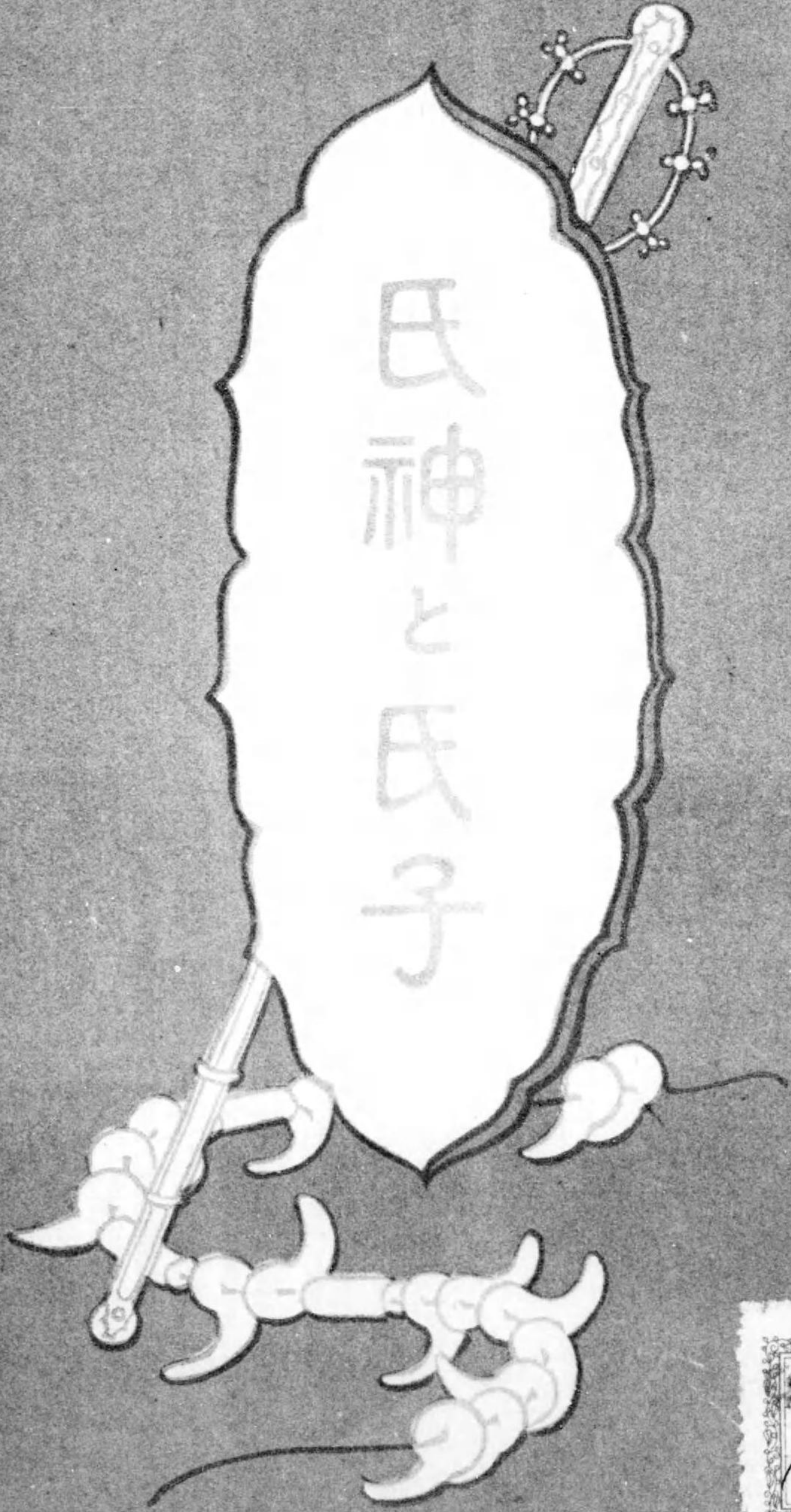


特105

680

氏神と氏子



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始



特105
680

鈴木武一著

氏神と氏子

皇風館藏版

大正
2. 1. 8
丙寅

神祇

第一卷

自序

光仁天皇の勅に、「神祇ヲ祭祀スルハ國ノ大典ナリ若シ誠敬セザレバ何ヲ以テカ福ヲ致サン」と宣せ給へり。恐けれども神祇は、皇室の御祖先にして、又吾々國民の御祖先なるを以て、上天皇を始め奉り、下吾々蒼生に至るまで、悉く神裔なり、故に神祇を祭祀するの禮は、報本反始の誠敬を致すものにして、國民道義の大本、彝倫の標準なり。す。然れば我國のここ、先づ神事を以て、第一とせられたるは云ふまでもなく、朝野群載にも、「我朝ハ神國ナリ、敬神ヲ以テ先トナスベク、如在ヲ以テ禮トナスベシ」と記され、又右大

臣蘇我ノ石川麿が大化改新の勅答に、「先以テ神祇ヲ祭
鎮メテ、然シテ後ニ、應ニ政事ヲ議スベシ」と、奏上せられたるが
如き、其他天皇の御宸記は、申すも更なり、法制歌文の如
きものに至るまで、皆敬神の條を、先頭第一に掲出せら
れたりき。抑、我國家の大基は、悉く神祇の開始に起り、天
地創世、萬物造化、一も其の組織經綸の餘澤に因らざる
ものなし。是を以て我國は、君臣上下一致して、神祇を崇
敬し、祖宗墳墓の地を、守護する所以なり。
恐れれども天皇は、皇祖天神に代りて、吾々國民を愛撫
し、又吾々を代表して、神祇を御敬祭遊ばさるゝは、一に
國家の安泰を圖り、吾々臣民の無事幸福を、祈らせ給ふ

仁慈の大御心に外ならざれば、此の忝なき叡慮を、造次
顛沛にも忘るべからざることなり。然るに近時、物質的
文明の、漸進に伴ひ、我國固有の一大精神、即ち金甌無
缺なる我國體の基礎、道義の根元たる、敬神尊皇、忠君愛
國の念慮の、著るしく萎靡衰頹せるは、實に慨嘆の至り
に堪へざるなり。是れ予輩の淺學寡聞を省みず、本書を
編纂し、以て「氏神と氏子」と題命して、諸士に懇ふる所
以なり。
本書は前後の二篇に分ち、前篇を氏神と氏子の關係
及び國民の本分とし、後篇を神祇崇敬の心得、諸祭の由
來と題し、別に附録として、神名靈魂等の類別、並に大祓

詞を載せたり。而して本書は、予が平生講述の手冊なご
を輯め且つ先輩の説をも加へて、一卷となせるものな
り。随つて僅少の時日に、編輯したれば、錯雜遺漏の廉少
からざるべく、殊に出版を急ぎ、先輩の校閲を経ずして
妄りに上梓したれば、杜撰の箇所も亦決して少からざ
るべし。此は他日再版の上にて修正を加ふることゝな
すべし。茲に本書編纂に關する梗概を述べて序とな
す。

編者 鈴木 本武

一 識す

凡例

一 本書前篇には、氏神と氏子との關係より、祖先敬祭の
忽にすべからざること。國家皇室に對する臣民の本
分等を極めて卑近の例を引ききて之を解説し。後篇に
は、神祇拜禮の心得より、公式祭、並に諸祭の起原、沿革
事蹟等を掲げ、附するに、神名、靈魂等の類別、及び大祓
詞を以てしたり。

一 本書編輯に就ては、力めて一般的ならむことを欲し
て、執筆せしむ。雖も、言往々一郷一村のここに及ぼし
随つて偏見に傾ける所も亦少しとせず。此は平素予

が神祇に奉事せるの故を以て、郷土及び氏子との關係上、止を得ざるに出でしものなり。

大正元年十二月

著者誌

◎神拜唱歌

(地久節の譜) 生嶋足嶋神社宮司宮澤春文

第一

豊葦原は天津日の

い照らす影は隅なくて

第二

天皇は天照らす

日の本とこそいひにけれ

第三

大和の國をしらせこそ

神の日嗣をうけまして

第四

青人草と名に負ひて

瑞穂の國におひたてる

第五

よろづの民を大君は

公民とのらしけり

第六

神の御國に御民われ

生れし事を忘れずて

第七

永久に動かぬ日の本に

現津御神とあれませる

第八

我が大君の大御代を

八千代と祈る産土の

神に誓をかけまくも

後の世かけて守りませ

◎宮内省掌典宮地嚴夫詠

神は天地の 任かせ給はぬ	敬神 主宰にて	世は皆神の 齋けやいつけ	みこゝろに その神を
世界に君は 我が天皇の	尊皇 多けれご 外になし	神の定めし 仰げやあふげ	大君は すめろぎを
國土は神の 日々に開けて	愛國 人のため 進むべく	造り給ひし つくせや盡せ	ものなれば 國のため
人には君臣 五つの序	明倫 父子夫婦 兄弟朋友	兄弟朋友 守れやまもれ	明らか 人のみち
幾億萬の 其みなかみを	四海兄弟 人草も	皆那岐那美の むつべや睦べ	神の裔 はらからを

氏神と氏子

鈴本武一編纂

前篇 氏神と氏子との關係及び國民の本分

吾々の安全に住居する、此の日本國は、皇室天皇の御一家を始め奉り、吾々の御先祖の神々が御創造なされし國なれば、其本を忘れぬ爲めに、常に御神恩に報せねばならぬが、取分け氏神様は、氏の祖神なれば、一層敬虔の念を以て、日常の御神恩を感謝し奉らねばならぬ。氏神と氏子との關係は、實に親子の間柄である、親として子の不幸を見て、悲まざるはなかるべく、又幸福を見て、喜ばざるものもなかるべし。子として親の幸福を見て喜び、又不幸を見て、悲まざるものもなかるべし。されば何事によらず常より異りたることあれば、之を御先祖の氏神様や産土神様に、御奉告申し、現在は元より將來の安全幸福を、祈奉るべきことである。

氏神も産土神も、今は同様に稱へ居れど、之を區別すれば、氏神は氏の祖神にて、産土神は、自身の生れし土地の神なれば、氏神も産土神も、結局は同じ意味になるのであるから、縦へ他所へ轉居して

一家を成せるものと雖も、嫁入又は嫁入して他所 我生れし故郷の、産土神の御恩を思ひて、常に遙拜を怠らざるは勿論、例祭又は由緒ある祭日などを、能く覚え置きて、参拜すべきなれど、其所より遠く隔れるか、又は所用ありて、當日故郷に歸り難き場合には、生家などへ消息をなし、産土神社へ報告の取績を、依頼して、報恩の誠を、忘れざるやうつとむべきことである。

氏神とは、内の神と云ふ義にて、氏子とは、内の子と云ふ義なり。又氏神を、宇夫須那ノ神とも申せるは、生産地の神の義にて、今は通じて、何れにも申にるは、上の如し。

親と云ふは、吾を生みたる、兩親を始めて、祖父母、祖曾父母より、幾代さきの。遠祖にても、云へり。又子と云ふも、吾が生みたる子は元より、孫より幾代の末をも子と云ふ。之れ我國の古道の正しきが故にて、我を生成たる、親より親と逆上りて、昔の先祖を稽ふれば、其大本の先祖は、必ず神等に、止まり坐せるなり。

本居宣長翁の歌に

代々の祖の、御蔭忘るな、代々の祖は。己が氏神、己が家の神

父母は、わが家の神我が神と。心つくして、いつけ人の子。

伊勢の兩大神宮を始め奉り、全國大小の神社は、悉く國家の宗祀なれど、伊勢の大神宮は、皇室の氏神に坐しく、恐れれど、又吾々國民の大氏神と、申上ぐる事ができるのである。全國有数の神社中、氏神と氏子との關係を有せざる社はなき筈なるも、吾人と尤も深き關係を有するものは、府縣鄉村の氏神社に若くものはない、故に氏神社の盛衰は、一郷一村は勿論、是を大にしては、實に國家の盛衰にも關はるのである。一郷一村に氏神社のあるは、恰かも人に精腦ありて、始めて手足其の活用をなすものと同じく、人は腦力の消長によりて、一身の健否をなし、國家も亦、氏神社の盛衰によりて、其の強弱に大關係を有すること、古來歴史の証明して餘りある處である。

國家の宗祀とは、其本に報ゆる爲め、國家皇室は勿論、國民全軀の祭祀する神社を云ふ。但し伊勢の兩大神宮を始め、賢所、皇靈殿及び各官國幣社は、國家皇室が直接に之を祭り、府縣鄉村社は吾々府縣鄉村の氏子が、直接に之を祭るなり。然れども、等しく之れ國家の宗祀にて、只直接と間接の差あるのみ。

どこしへに、民やすかれど、いのるなる。わが世をまもれ、伊勢の大神。
 ためしなく、開けゆく世を、見ることも。みちびく神の、あればなりけり。
 八十四代順徳天皇の、御自から記させ給ひて、禁秘御鈔とも、建曆御記とも、題け給へる、御典の開
 卷第一に。

凡禁中作法。先神事後他事。且暮敬神之叡慮無二懈怠。白地以三神宮並内侍所方不レ爲二御迹。一
 萬物隨ニ出来一必先被奉レ之。云々」と記させ給ひたるが、此の御文の意は、すべて宮中の御作法
 の甚と多きが中に、何事よりも先づ神事を第一と成され、夫より後に他ノ事を行ひ給ふ御事ぞと仰せ
 られたのである、且暮敬神之叡慮無二懈怠とは、且暮に天神地祇を御崇敬ある叡慮の懈怠なきやうに
 御勤めある由である、白地以三神宮並内侍所方不レ爲二御迹一云々とは、かくの如く神々等を御
 崇敬あそばす御事ゆゑに、假初にも伊勢ノ大神宮の御方、及び内侍所賢所の御事にて宮中にも伊勢の大御神の御神靈を祭らせ玉ふ御殿の名なり
 の御方をば、御後御殿あるも御足を向け玉はぬこととなし給はず、又何に依らず、萬物の出来るに隨ふて、其の御初穂

をば、供進らるゝ由にて、かく爲給ふが、天皇平素の御行ぞと、宣せ給へるなり。天皇の大御祖神
 を、御崇敬遊ばす御ありさまは、誠に辱き御次第にて其は只に天皇御一人の、御敬事のみにはあら
 で、天下に有ゆる人民を、無事平穩に在らしめたこと、思召す大御心より、かくなし給ふ御事なれ
 ば、國民たるものは、此の叡慮を思奉りて、ゆめく敬神の道を怠るまじき事である。

神宮並に内侍所の方を以て、御迹と爲し給はず」とあるによりて、熟思ふに、明治天皇を、伏
 見桃山陵に、葬奉れる御時に、大御頭を東方になし給へる由、拜聞せるが、是れ東に、伊勢神
 宮並に内侍所賢所にの鎮坐せば、御足を向け給はざる御旨にて、御歴代の天皇も、必ず皆かく在
 せ給ひしこと、拜察し奉るのである。

太古以來、我國の風儀は、至誠以て祖神に親侍するに始まり、凡そ諸般のこと、皆神祭より出づ、之
 れ實に我國躰の根源にて、歴代天皇は、皇祖皇宗の御遺業として、苟且にも之を粗略になし給はず、
 凡そ事あれば、必ず先づ祖宗神祇に、御奉告あらせられ、之を以て常に御政事の大本となし給ふ。是
 れ即ち祭政一致にして、天皇の天下に君臨し給ひ、神祇を御崇敬遊ばさるゝは、一に吾々國民の、無

事幸福を御祈請あらせ給ふ、至仁至愛の大御心に外ならぬのである、苟も、わが國民たるもの此有がたき思召を、知らずして可ならむや。

祭政一致とは、天皇が祖宗神祇と、萬民との中間に、御立ち遊ばされて、下吾々國民を代表して、天神地祇を御崇祭あり、また上皇祖天神に代りて、國民を愛撫し、政事を行はせ給ふも、一に國家を安泰に治め玉ふ、大御心に外ならぬのである。さて此の祖宗神祇に對し奉る祭事も、下萬民を治め玉ふ政事も、共にマツリゴトと訓めるは、何を於きても、先づ第一に、神祇を御敬祭遊ばすを以て、御政治の大本となし給ふからである、故に祭政は一途にして、二つに見るべきものでない証據である。

さて重大なる御祭典は、決して之を臣下に委ね給はず、天皇御親祭あそばすが故に、神宮の祭主宮殿下を始め奉り、下縣郷村社の神職より之を申せば、恐れれども、天皇は大神主と申奉ることが出来る猶國民全躰は、悉く神々の子孫なれば、祖先を奉祭する氏子は、廣き意味より言へば、皆神主と言ふことが出来るのである。然るに氏子の諸人は、平生官公吏、又は農商工など、夫々の職分を有する

がゆるに、祭典長なる神職を特選して、神明に奉事するの任を委ぬるのである。
平田篤胤翁の歌に

いざ子ども、さかしらやめて、現人の。神にならひて、おやをいつかな。

此歌は翁の門に入りて、學問する人々に、まづ神拜詞記を、授けらるゝ其初めに就きて、諭されし歌なれど、猶門人ばかりでなく、弘く一般にも、教訓せられたものである。此れを平たく説明せば。

サア、皆の衆や、俗の生學者らの説の如く、痴臭き生智ぶることを止めて、現人神とおはし坐す天皇の御わざに效ひ奉りて、親より祖、また其祖の御祖たる神々を、御祭り申さねばならぬとの意である。

かくの如く我國は、上下一致して、天神地祇を敬祭するは、全く神國の意下になるが故にて、之を拜察するに、陛下の臣民は、陛下の祖宗神祇の子孫なり。陛下の祖宗神祇の子孫は、實に陛下の赤子である。皇室と吾人臣民との間柄は、本幹と枝葉との差別こそあれ、其根源は皇太祖伊邪奈岐伊邪奈美ノ尊にて皆同一祖に歸するのであるから、我氏神に、敬事する氏子は、天皇に對し奉りては、誠忠

の臣となり、又親に對しては、至孝の子となるのである。されば昔より、神祇と天皇を崇敬するものに、不忠不孝の臣子あるを、聞かざるなり。

故に本幹たる皇室を擁護すれば、枝葉たる吾人は、倍繁榮に趣むるのである、本幹及び枝葉を、強健ならしめんとせば、勢ひ根底を培養せざるべからず。然るに世の中には、如何ほ言ひ聞かせても判らぬ者がある、そは如何と云へば、根底を傷害へば、枝葉は自から枯れる道理である。自分は此の樹の枝葉であることを忘れて、根底の神祇並に本幹の皇室に對し奉り、仇を以て報はんとする、狂氣者がある、此等は實に、獅子身中の虫と云ふべきである。

獅子は百獸の王なれば、他より害するものなく、己が身より虫の生じて、終におのれを食ひ殺すのと、同じ道理なればなり。

北畠親房卿は、南朝の忠臣にして、文武兩道に達したる名家なるが、同卿は常陸の小田城に在りて戦事の隙を窺ひて、撰述せられたる、職源鈔上下二冊を、吉野の行宮に在し坐す、後村上天皇に、奏進（興國二年二月下旬）せられたるが、此書の卷首神祇官の條に云はく。

以ニ當官一置ニ諸官之上ニ是レ神國之風儀。重ニ天神地祇一故也一と載されたり。

其意は、我國は神國なれば、神國の風儀として、天神地祇を敬ひ重じ奉るが故に、諸官省の順序を立つるには、先つ神祇官を以て、第一となすと言はれたるなり。是れ世界各國の國躰と、其趣きの異なる所以である。

猶又親房卿の著はされたる彼の有名なる神皇正統記は南北の争亂に際し天皇の正統を論じ臣民をして順逆の道をあやまらしめじと軍馬倥偬の時に方りて一卷の文書をも有せず旅宿に於て記されたる書物なるが九十七代後村上天皇の御代の初め、此書の開卷第一に。

大日本は神國なり、天祖はじめて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。我國のみ此事あり、異朝には其類ひなし、此の故に神國といふなり、云々」と記されたるは、誠に立派なる書きかたなり、殊に乱世に際し、旅宿に於て、一卷の参考をも持たずして、大部なる正統記を著されたることは、全く博學誠忠なる同卿の如きに非れば、到底企て及ぶべからざる所なり。

さて神國と云へる由は天地開けて後、天神地祇相つゞきて、萬の事業を始め給ひ、又君臣上下おの

神の裔孫に非るはなし。されば我國のこと、悉く神等の御遺業を、基本としたれば、此道に違へるものは、一も行はれざるなり。故に我國を古くより神國とは、言ひ習はしたのである。

九十一代後宇多天皇御製

天つ神、國つ社を、祝ひてぞ。我葦原の、國はをさまる。

明治天皇御製

定めにし、そのはじめより、あしはらの。くにのさかえは、神ぞもるらむ。

かくて八百萬の神等は、常に國家を擁護あらせ給ひ、又氏子産子の幸福を惠ませ給へど、常に神を信頼せず、神に遠ざかる者は、何時とはなく、禍身にあつまり、終には自から不祥の事を招くに至るべし。そは神々の御上は、吾々の目にこそ見ね、善惡邪正を明かに見そなはせば、善き行を爲すものは、富貴福壽を永久に惠ませ給ひ。又心黒なく行惡き人は、恩澤を授け給はぬ故に、妖鬼惡魔のたぐひ晝夜となく其の間を窺ひ寄りて、種々の禍をなすものなり。故に神を疑ひ、神を無視するものは、其心既に汚れ、神隨の直き正しき道の、片はしたも、窺知ひ奉ること能はずして、永久に苦難をうくる

ものなることは、平田翁の玉だすき、竝に神宮教院出版の神判記實などに委しく載せられ、其他奇聞記實などの書に見えたるもの、擧て數ふべからずと雖も、煩を厭ひて茲には記さず。

さて神々の幽冥より、見そなはす其の御ありさまは、例へば闇室よりは、外を見ることを得れども明るき處より、内を見ること能はざると同じ理にて、人の心裡も、掌中の物を見るが如くに、容易く照徹し玉ふことなれば、常に善き徳を積み、善き事を行ひなば、目に見えぬ、神の御心をも、動かし奉り、永久に厚き御加護を、賜はること疑ひなし。されば誠心誠意より、神々を敬祭して、順逆の道を誤らざるやうになすこそ、人たるもの、眞の道と云ふべきなり。

明治天皇御製

目に見えぬ、神の心に、かよふこそ。人の心の、まことなりけれ。

皇太后陛下御歌

人知れず、思ふ心の、善し惡しを。照し分くらむ、天地の神。

歴代天皇、厚く神祇を御敬祭遊ばし、凡そ事あれば、必ず之を、祖宗神祇に御奉告あらせらるゝ御事

は、上 述の如くなるが、茲に國家の重大事件に當りて、身命を捧げて、國難に代らんと、神明に祈らせ給ひし、天皇の在せし事を、追 懷し奉らざるべからず。弘安四年五月、元大舉來寇す、其兵凡十萬人、壹岐對馬は時の間に奪はれ、其勢頗る猛烈にして當るべからず。此時に際し、恐くも龜山 上 皇後宇多天は、宸筆の願文を伊勢大神宮に奉り、御身を以て國難に代らんと願ひ給へり。然るに七月晦日の夜、颶風大に起り、元艦爲に破壊して、溺死せし者無數、我軍之に乗じて掩撃し元兵を殲にす。是に於て十萬の元兵、生きて還る事を得ず、僅に三人なりきと傳へられたるぞ、誠に心地よきことなりける。元は初め蒙古と稱し當時世界中の最強國と稱せられ、朝貢者千餘國、獨我國のみ威武に屈せず、終に彼が銳鋒を挫きて國光を輝かせり、豈復盛ならず哉。

又嘉永以降、外 患内訌頻に起りて、止む時なく、人心恟々、而して幕府は、其措置を誤り、狼狽なす處を知らず。孝明天皇は、深く宸襟を腦まし給ひ、賀茂及男山八幡の兩社に行幸あらせられ、國家の無事ならむことを、厚く祈らせ給へり。ことに恐きは、嘗て禁中の庭上に荒薦を敷き、斷食せさせ給ひて、御身を以て、國難に當らむと、祈らせ給へること、一七日に及びしかば、玉體を傷ひ給はむこ

とを恐れて、内大臣三條實萬美の父之を諫め奉りしかども、聽き入れ給はざりしと承はる。誠に恐懼の至りに堪へざるなり。支那の謝肇淵と云ふ人の著はせし五雜俎と云へる書物に、

元之 盛 時外夷朝貢者千餘國可謂 窮 天 極 地罔 不 賓服 而惟 日本 強 不 臣 云々、と書いて居るが、元國の我に勝つこと能はざりしも、世界の強國たる、露國の我に勝つこと能はざりしも、はた又清國の我威武に屈したるが如き、韓國の終に我國に併合せられしが如きも、是れ皆我國の強固なる所以なるも、唯無意義に強堅なる譯には非ず。天祖天ノ御中主ノ大神、以下造化の大神等、はじめて國家の大基を開き給ひて、天照大神之を承傳へ給ひ、皇孫瓊々杵尊を、此土に天降し給ふに方りて、大御手づから、三種の神器を、授けて勅はく。

豊葦原の瑞穂國は、吾子孫の、主たるべきの地なり、爾 皇 孫 就 て治すべし。寶 祚の隆えまさんこと、天壤と與に窮りなかるべし云々。又吾兒、此の寶鏡を視まさむこと、猶吾を視るが如くし同 床 共 殿に座せて、齋 鏡と爲給ふべし、と宣せ給ひし御神勅の御任に、世々の天皇、此の大御旨を、違背へ給ふことなく、天壤のあらん限り、御祖先の神等の開き給ひし、此の國土を、御保護

あらせらるゝが故にて、是れ則ち惟神の大道、皇國固有の一大精神にて、是れあるが故に、開國以來未だ曾て、外國の侮蔑を、受けしことなき所以である。明治二十三年十月、先帝陛下の、下し給ひし教育勅語に。

朕惟ふに、我が皇祖、皇宗國を肇むること宏遠に、徳を樹つること深厚なり」と仰せられ、又天壤無窮の皇運を扶翼すべし云々と宣せられたるは、即ち此所のことを、仰せられたのである。

明治天皇御製

上つ世の、みよのおきてを、たがへじと。思ふぞおのが、ねがひなりける。

神代より、うけしたからを、まもりにて治めきにけり、日本の國。

あし原の、瑞穂の國の、よろづ代も。みだれぬ道は、神ぞひらきし。

さて又明治天皇は、御父孝明天皇の御遺志を續がせ給ひて、最も御敬神の御心厚く坐しく、百度文物維新にして、範を歐米に採り給ふと雖も、獨り神祇の御事のみ、少かも變へさせ給ふことなく、國民道義の大本、忠君愛國の基礎なりとし、親ら祖宗神祇に奉事し給ひ、其範を万民に示させ給ふ。

斯の如く天皇は孝敬を舒べ、厚く祭祀を慎しみ給ふ。いかでか臣民獨り、此の大御旨を知らずしてあるべき。會不逞の徒の出づることあるも、少か怒らせ給ふ御ことなく。

罪あらば、われを咎めよ、天津神。民はわが身の生みし子なれば」と仰せられ、民の罪は取もなほさず、わが身の御罪として、之を宥め玉ひ、また深く國民の上を、思召されて、「てるにつけ、くもるにつけて思ふかな、わが民草のうへはいかに」と仰せられ、常に我々國民の幸福を祈らせ給ひし大御慈は、はた何物にか、たとへ奉らむ。此を思へば、如何なることをも犠牲に供して、大君の御爲に盡奉らねばすまぬわけである。

されば我國民たるもの、殊に我氏子たるものは、天皇の大御慈と、天津神國津神等の御恵とを、忝なく思ひ奉り、また天皇の、日常行はせ給ふ所の、御敬神の御行爲に、倣ひ奉りて、國家皇室の御事は申すまでもなく、一身一家の出来ごとは、吉凶禍福の如何に拘らず、必ず先づ之を氏神様に、御奉告申上げねばならぬ。そは天皇は、常に國難を排し、邦家を安んじ給はむことを、御任となし給ひ、只管民安かれと思召して、神祇を御敬祭遊ばさるゝは、取も直さず、皇祖皇宗の、御遺詔にて、此の

御大命を、代々繼承し給へるがゆゑなり。

然して、吾々の一身は、己が身の如くにして、己が身にあらす、實は祖先の神の、御身軀の延長なり
祖先の御心霊の分魂である。また吾々臣民の祖先と、皇室の御祖先とは、其の大元を一にせることは
上述の如くにて、皇祖の御遺詔を奉じて、天下に君臨あらせらるゝ、天皇より之を申せば、吾々臣
民は、恐こけれども、皇室の分家、分身の如き、密接の關係を、有せるなり。斯の如く、吾々の身軀
心魂は、共に祖先の神より、賦與せられたる。大切なるものなることを、能く思ひて、徒らに身
を傷なひ、家を失ふが如きことあらば、親に不孝の子なるのみならず、君に對し奉りては、實に不忠
の臣たる誹りを、免るゝことは、出来ないのである。

今左に、二三の祭典を列示し諸子の参考に供せん、但し公式の御祭典は、後篇神祇崇敬の心得の所に
て、記述すべし。

- 御例祭、年一度の氏神の大祭なり、但し之に、郷村に於ては尤も關係深き御祭典ゆゑ、茲に摘出したり。 ○新年祭、四方拜、遠隔の地に移住するもの、故郷を慕ひ、又其の親子の之を思念ふは人情の極なり ○元始祭、郷村に於ては尤も關係深き御祭典ゆゑ、茲に摘出したり。 ○祈年祭、郷村に於ては尤も關係深き御祭典ゆゑ、茲に摘出したり。 ○新嘗祭、郷村に於ては尤も關係深き御祭典ゆゑ、茲に摘出したり。 以上、四祭典ハ、郷村に於ては尤も關係深き御祭典ゆゑ、茲に摘出したり。

- て、百十日に、當れる日、 ○誕生日、生れ出で、 ○節分詣で、節分詣で、 ○初午祭、農事祭云々、 ○婚姻の儀式、那岐、那美の二神此を
- 國家を創造玉ひし大儀なれば、氏神の社頭、又は ○天王祭、悪魔防鎮の大祭、 ○軍人の入退營奉告祭、兵は國民
- 自宅等に神を祭りて、將、來の和合を祈誓すべし、 ○祈晴祭、祈雨祭、 ○鎮火祭、愛宕 ○宅神祭、祈病氣平
- 務なれば、國家の上よりも、又己人の上 ○祈安産、乞命祭、 ○地鎮祭、今、新、始、柱、立、上棟等 ○大祓式、竈神
- 祭、井神祭、 ○除蝗祭、今、浮屋子除、 ○新宅祭、祈養蠶、 ○山神祭、五元
- 神祭、風火水土金の五元 ○開道及架橋祭、開墾式、 ○學神祭、武神祭、 ○惠美須神祭
- 鎮魂祭、祖靈祭、 ○招魂祭、祈家内安全、 ○農商工業の繁昌、商工業の開業式、 ○祈
- 立身出世、旅行の安全、 ○移轉、任官、 ○就職等、御説明申すべし、猶附録の神名靈魂の所を、見合すべし。
- 予は平生國家皇室の御爲は勿論、氏子産子の諸人の爲に、 無事、平安、繁榮を、献身の祈請する
- は、職務上當然の事なれども、たとへ氏子より申出なくとも、 病氣、地祭、養蠶祭、大祓、軍人
- の入退營、厄除祭、 祈晴祈雨等を始め、其他一身一家にとりて、 重大なることは見聞せる限
- り、特に祈願を怠らざる積りなれば、 此等のことは、神職一人に放任せず、 共々に御祈願申せば

神明の御受納も、一層速かなるべし。但し恒例の神事平生の小祭は、神職に之を委任するは、従前のことし。

以上列記の御祭事は、只一例を挙げしのみ。凡そ天地間に有りと有るものは、悉く神等の左右し給ふ處なれば、万の出来ごとは、氏子のつとめとして、必ず氏神様に御奉告申し御祈念を怠らざるべきことなり。さすれば天地の神々等は、速かに御受納ましく、相呼應して、御守護下さること明かなり。斯くて、皇室の御祖先と、吾々臣民の御祖先とは、同一祖より出でたること、上に縷記せるが如し。

さて其大本を、段々に尋ねれば、天ノ御中主ノ大神、高皇産靈ノ尊、神皇産靈ノ尊、伊邪諾ノ尊、伊邪冊尊天御中主神より、伊邪冊尊までは、宇宙の有ゆるも、天照大神と申すが如くに、皇室と吾々とは宗家に同じ、之を産成玉ひし、大元主宰の大神等に坐せり、支流のな分家と云のとの、異ひこそあれ、皆之れ天津神、國津神等より次々に出でたる。神孫なれば、一たび此世を去りても、其靈魂は、神に歸るを、本義とせねばならぬ。稻の種を蒔けば、稻種に復り、瓜の種を蒔けば、瓜の種に歸るのと、同じ道理である。故に氏子の先祖の靈魂も、我々氏子が、氏神様に奉事するが如くに、氏神の御許に、近侍せられ、氏子より供へ奉る物は、氏子の先祖等の御靈も、う

れしと見そなはして、必ずや御相伴をせらるゝは、當然のことと思ふのである。今の俗、他人を訪れる時などに、持参する物を、土産といへるは、元と、其の土地に出来たる物を、氏神ノ宮に献上れるより、宮上と稱するに至れるを、後には家人の爲め、他所より求めて歸る物までも、宮上（土産）と云ふに至れるは、其言の移變れるなり。吾人は飢れて、食することを知り、寒くして、衣を着ることを知れども、自己の身躰の、如何にして成りしかを知らず。之を父母に問ふ、父母亦知らず、生前を知らず、死後を知らず、只現世を知るのみ。茲に於てか吾人は、皇産靈ノ大神の、靈妙なる御神徳を、思ひ奉らねばならぬ。恐れれども天皇の遠祖にして、又吾々の遠祖に坐します、皇産靈ノ大神は、實に万物造化の元首を主宰り給ひ、八百万の神等は、各其の御神業を持分け給ひて、造化の神徳を翼賛し、宇宙に有りと有る物を、大成し給へるなり。かくして、吾々の身躰心魂も共に、皇産靈ノ大神より、次々に、祖より親と、賦與られたる宏

大無邊なる御靈徳を、追念し奉らねばならぬ。源深法印と云ふ僧侶は、新拾遺集の神祇ノ歌に。後の世も、此世も神に、任するや、愚なる身の、頼みなるらむ」と詠れたるが、これ今生は勿論、來

世に於ける、靈魂の鎮所まで、明らめられたる趣にて、佛者ながらも、よく神々の御上を、辨へられたる人と云ふべきなり。

さて我氏神の氏子たるものは、微妙なる、惟神の道理を、よく考へ、平素蒙れる御神恩に、報ゆるため、御社の破損又は、改造すべき所ありたらむには、たとひ弊衣をまとひ、粗食に甘んずることも、自家を後にし、氏神の御爲に、改築修繕など仕奉りて、不足不便のなきやう、御用度を豊にせば、氏子の真心を、嬉しと思召し悦び坐して、子孫の八十續きに至るまで、富貴繁榮を、惠ませ給ふこと、疑ひなきことなり。此れに反し、神の御財産料物などを、他に充用し、又は私せんとするものあるを往々耳にするところなるが、いかに甚だしき、心得違にあらすや。

神の御すがたは、目にこそ見えぬ、ものこそ宣はね、まさしく幽冥より照鑑あらせられ、常に氏子を愛撫し、之を助けて、人道を完からしめむと、或は罰し或は暗示し、或は崇りて、各顧る所あらしめ給ふは、恰も父母が、子の悪行を見て、之を戒しめ、善を勧むるものと同一なり。子として、父母の懲戒を、受くることの多きは、父母を無視し、父母の命を奉せざるによるなり。氏子たるもの、

種々なる災害を蒙るは、氏神の命を奉せず、氏子たる道を盡さざるに因る、其の神罰神警は、氏子に於て、如何ともなすこと能はざるべし。此時に當りては、唯神明に祈請して罪を謝し、行を改むるより外に、術はないのである。

さて神に願事するに、氏神を本とするは、人事に於ても、村役場を経ざれば、其事他に通せざると同じく、神明に祈るべき筋は、先づ第一に、氏神に願ふべき道理である」と我師角田熱田神宮宮司は言はれたり。誠に至當の言と云ふべきなり。然るに聞くがごとくんば、數里の道を遠しとせずして、或社より神符一鉢を戴き歸り、之を竹木に挟みて、地鎮祭を濟せたりと思ふものあり。又巳が居住の地を、御守護下さる、氏神を捨置きて、他所の神に、祈念するものありと。此等は、其人の信仰によることゆゑ、決して悪きことには非るも、我氏神を後にし、他の神を先にするは、本と末とを、顛倒せる行にて、恰も他人に親しくして、巳が父母を顧みざるものと、同じ道理なり、故にたとへ他の神に、之を願ひ出づることも、我氏神の承諾ひ給はざるうちは、他所の神も、決して受納し給はざるべし神宮雜事記と云ふ御書にも。

もし當所の神、氏神を、不信の者の失を咎めて、崇りおはしまさば、何に憑み奉るとも、他所の神さ
 らに助け給ふべからず。もし餘社の崇りは、我が神の申す惠にて宥め給はむ、此の心をもて仕ふべき
 なり」と載されたるは、誠に至當の御ことである。觀勝寺の行譽は、其の著はせる熾臺抄と云ふ書に。
 まづ其所の神、氏神を、に、慇懃懇親に奉仕して、其餘暇には、他の靈驗をも仰ぐべし」と言はれ、同じ
 僧ながら、俊惠法師は、社頭祈と云ふ題にて。神風や、玉ぐしの葉を、とりかざし。内外の宮に、君
 をこそ祈れ」と天皇の御世を祈奉り。又素性法師は、神祇と云ふ題にて。

臥して思ひ、起きて數ふる、萬代は。神ぞ知るらむ、我君の爲」と忠誠き心を詠せられたるは、我國
 軀を能く辨へられたることにて、臣民の本分を、誤らざる心掛と云ふべきなり。此れと反對にて。

明治の始め縣官より、氏神社の調査ありし時、或る地方にて、我村は宗旨違ひなれば、氏神はなしと
 云ひしかば、官吏の曰はく、氏神のなき村ならば、穢多村なるべし、自今其村は、穢多の取扱になる
 べしと、申渡せしかば、忽ち改心して、詫書を出し、俄に氏神の社を再建せしと云ふ。已れ曾て此話を
 當時實地に干與せし人より、聞及びたりき。いかに宗旨違ひなればとて、天神地祇の子孫たる、帝國

臣民が、外蕃神を主とし、我村に氏神を祭り來らざりし道理やはある。是に於てか、予は外教の、帝
 國建造の精神に悖りて、弊害尤も其教方にもあることを、認めずんば非なるなり。

今は等しく、帝國の臣民にて、かゝる區別はなけれど、明治維新の始めには、行政の都合上、さ
 る區別を、立てられしものなるべし。

又思ふに、國家的道義の、進みたる今日、神棚の設けなき家は、無かるべき筈なれど、若しかゝる家
 のありとせんか、そは甚だしき、心得違ひなれば、速かに神棚の設備を、なすこと肝要なり、各家々
 に、神を祭るべきは、素より我家ノ中の御守護を祈る爲なれど、又子孫をして、自から君を尊び、親
 を敬ふの念慮を、涵養せしむる、唯一の教育ともなれば、必ず神棚を設け、一日片時も、敬神の念を
 忘るべからざることなり。

もし家内に、不幸のことあるとも、神棚に紙を貼るが如きことをなさず、血縁遠き家人をして、
 常の如く祭らしむるをよしとす。

累ねて言ふ、忠孝を以て、立國の基礎とし、祖先敬祭を以て、國家の精神となせる、我帝國の公民に

して、獨り前記の如き、神社の無き村落ありしと云ふが如きは、甚だ信じ難きことなれども、此は或は、暫し迷信の結果、かゝる妄言を敢てせるものなれば、深く咎むべきにあらず。然れど願へば、慈仁深き父母も、教訓をうけぬ愚子は、詮術なく、如何なる名醫も、薬を用ゐざる、頑固なる病人は、之を癒すに、方法なきが如く、神明を無視し、無道の行ひ、屢なるときは、寛仁大度の御心にも、終には嫌はせ給ひて、妖鬼惡魔のたぐひ、其の隙を窺ひて、種々なる災厄を、醸すものなること既に述べたるが如し。されば氏子たるものは、平生氏神の御稜威を、深く敬信して、此等の災害を、未前に防がせ給へど、祈奉るべきことにこそ。

凡そ此世に、有りと有るものは、悉く天神地祇の、御創造あらせられしものなれば、一事一物たりども、統治給はぬはなきことゆる、吉きも凶きも、皆神々の、御所爲より、出づるものなることは、詳しき世説あり。さて神代の御事、また幽世の奇靈なるさまを、異み疑ひて、信せざるものは、譬へば、夏生れ出でたる虫は、冬の事を知らぬ故に、氷のことを話しても、疑ひて信せざるものと、同じ理なり、我國の神は、悉く歴史上の神、事實上の神々に坐しませば、御一柱も想像の神、架空の

神は在さるなり。されば、神代の事跡は、或は神社に、或は氏族に、或は地名等に、今も猶目前に傳へて、聊かも偽はないのである。

さて又、皇室御式典の事どもは、吾等草莽の素より深く、窺ひ奉るべくもあらねど、熟ら古令を拜するに、大寶令又は延喜式などに、制めさせられたるまゝに、諸祭の中にも、國民の本とする、穀物の豊熟を、祈禱し給ふを以て、祭祀の第一義となし給へば、稲苗の生成するに隨ひて、暴風の恐れ、用水の憂ひなからしめん爲めに、穀物ノ主神豊宇氣姫ノ尊を初めて、水ノ神稚宇賀乃咩命、風ノ神汲津彦汲津姫の二神を祭らせ給ひ、又疫氣を鎮遏る鎮花祭、道饗祭、火災を防ぐ鎮火祭、罪穢を祓ひて災害を除く大祓式など、何れか人民の幸福を、諸神に祈らせ給ふ、仁惠の大御心にあらざらむ。

かくの如く歴代天皇は、天神地祇を、御敬祭あらせられ、日ごとく御祭典を、行はせ給はざる日のなきばざるは、常に吾々國民を、愛撫し給ふ、大御心に外ならざれば、此の思召を、忝なく思ひ奉りて、一朝有事の場合には、生命財産の、何物を捧げても、國家皇室の御爲に、御盡し申さねば、臣民の本務が、すまぬわけである。

天神地祇と書きても、亦神祇とかきても、皇國言にては、アマツカミクニツカミと訓むなり。さて天神とは天上に坐す神、又天より此國に降り坐せる神を云ふ。即ち天地に先だちて生れませる造化の神、風火水金土の五元の神、日ノ神月ノ神、及び此國を經營し給へる伊邪諾伊邪冊の二神、又天孫降臨の時、隨從して此國に下られたる神等の類を申し。又國神とは此國にて產生せる大山祇ノ神、大國主ノ神、猿田彦ノ神、事代主ノ神等の類を申すなり。但し卷中テンジンチギ又はジンギと概ね字音のまゝに訓せたるは、讀易からしめんと思へるがゆるるなり。

明治天皇陛下は、嘗て國民全體の誠忠を、深く御嘉賞あらせ給ひて、恐くも、國民は、一つ心に、まもりけり。とほつみおやの、神の教を。

また、

ちはやぶる、神の心に、叶ふらむ。我國民の、つくすまことは。

と、御詠あらせられたるは、げに忝なき極みにて、只々感涙を以て、御宏恩を、拜し奉るのみ。

されば我國民たるもの、殊に我氏神の氏子たるものは、難有き此の御聖旨を忘るることなく、一家の

和合を計り、家業に勵精し、國家皇室の御爲めに、盡し奉らんことを祈りなば、神明の御加護は、彌加はらせ給ひて、其の御惠澤は、一家一身にあつまり、家富み榮えて、自から國家の功神、誠忠の人となるべきこと疑ひなかるべし。

然るに前古未曾有の盛世に逢會し、若も世界各國に、類例を見ざる、金匱無缺の國體を有せる、帝國の臣民と生れながら、皇國の有難き謂れを念はず、天地神明の奇靈に微妙なる、道理を曉らすして、漸次神明の御惠は、薄らぎ行きて、自から災害禍根を招き、終には身を亡ぼすものさへあるに至れるは、豈慨歎の至りに堪ふべけんや。されば我氏子たるものは、衷心より氏神を敬信して、人力の及ばざるところの、御加護を仰ぎ奉りて、國家皇室の安泰は更なり、一家の和合繁榮、子孫の立身出世を祈奉るべきことなり。

國體の歌

鈴本武一謹詠

天地の	初の時に	生れまし	綾にかしこき	諾冉の
御祖の神の	造らし	我日の本の	國がらは	千世萬代に
極みなく	真幸くませと	度會の	五十鈴の宮に	神隨ら
鎮り座す	天照す	日の大神の	御日嗣を	承繼ぎまして
天の下	四方の國を	所知食す	天皇の	繼々に
寄し賜へる	此の國は	美し御國と	日月の	長きが如く
天地の	遠きが如く	立榮え	榮え往くべく	天つ神
國つ御神も	守りますらむ			

後篇 神祇崇敬の心得並に諸祭の由來

一、毎朝氏神を拜禮すべきこと

毎朝早く起き出で、口を淨嗽ぎ、顔を洗滌ひて、氏神社に參詣し、平素家れる、神恩の辱きを拜謝し、國家の安寧、家内の安全等を祈請すべし。
伊勢ノ兩大神宮を始め其他天神地祇を遙拜すべきは勿論なり、殊に月の中の一、十一日、二十一日は旬祭として、一日十五日に祭るも妨げなし
 各神社及神棚、祖靈社等を、祭る日なれば、力めて參拜すべきことなり。我家より遠く隔たれるか、又は業務等の都合にて、參詣しかぬる人は、氏神社の方向ひて、遙拜をなすべし、また神前を通行するときは、必ず敬禮を表して通るべきことなり。

二、神拜の次第

祓の詞

天津神、國津神、祓ひ給ひ、清め給へ。

拜禮の詞

掛卷も恐き、何神名を申すの大神、夜の守、日の守に、守恵み、幸へ給へど、恐こみ恐みも白す。

略詞

何の大神、守給ひ、幸へ給へ。

祖先の靈を祭る辞

代々の御祖等の、靈の御前に、告奉らくは、家業を怠ることなく、勤め勵みて、彌益々に立榮えしめ給ひ、夜の守り日の守りに、守り幸へ給へど、恐こみ恐こみも白す。

神を拜するには、先づ手水を用ひ、身を清めて、誠心誠意より、敬禮をなさるべからず。さて拜をなすには、必ず拍手をなすを要す。そは特に心身を、一致ならしめ、神人の感通を量ることに、意を注ぐのである。故に拍手の如きも、畢竟左右の、合一を推り、至誠を表するの意に、外からぬのである。また祓の詞、略詞を、常に唱へらるゝ人は、自から邪念邪心を祓ひ、神の御意にも、能

く協ひて、無上の幸福を得ること、疑ひなかるべし。

三、御例祭

毎年度の大祭日

例祭とは、其神社に於ける、年一度の大祭を云ふ、昔は官命にて、他國へ越きたる人々も、氏神の御例祭に當れば、官の聽しを待たずして、自由に参拜することを、許されし程の、重き御祭なれば、氏子の老若男女は、悉く参詣すべきは、言ふまでもなく、商業 又は其他の用向にて、旅行せるものも皆歸り來て、参詣すべきである。當日は朝廷御指定の、神饌幣帛料を献上せられ、供進使をして、指定社に非るも獨立社は之に準じ區長又は他の 嚴肅に祭典を、奉仕せらるゝことなれば、御初穂と稱へて、重役等代りて幣帛料を、献供すること勿論なり 耕作して田畑より收穫したるもの、又は自から織上たる、布帛のたぐひを供へ奉り、御神樂など節面白く吹奏して、歌ひつゝ舞つゝ神祭を盛にせば、氏子の先祖の御靈等も、氏神の御許に寄集の坐して氏神様の御相伴をなし給ひ、其の眞心を受け納れ給ふこと、必然なれば、古來の美風を、破らずして、神明の御意に、副ひ奉るやう、協同一致、町村の繁榮を、増進することに、努力するは、氏子た

るものゝ、責任にあらずや。

御例祭には非るも、郷土の慣例上、公式祭中の四方拜（元旦祭、元始祭、新年祭、天長節、新嘗祭、又は天王祭、初午祭など、其他恒例臨時の式典にして、猶例祭に準すべき、大祭典は、多々あるべく又社々によりて、相違はあるべきなり。）

幣帛と書きて、之をミテグラと稱ふるは、神前に物を、横山の如く満て並べて、供へ奉るより云ふクラとは何によらず、凡て物を載せ置く處などを、廣く云ふ辞なり、馬の鞍、物を納藏おく倉庫など皆同義なり。

四、四方拜

正月元旦

毎年一月元旦の曉（午前四時）に、天皇神嘉殿の、南庭にいでまし、伊勢兩大神宮を始め、天神地祇、神武孝明の兩山陵、氷川神社、皇城の鎮守として、をこやまはまんどう、男山八幡宮、鹿島香取の兩神宮を、順次御敬拜あり、其年の災を攘ひ、五穀の豊穰、實祚の長久、天下萬民の爲めに、安寧幸福を、祈らせ給ふ御事なれ

ば、氏子たるものは、此辱なき聖旨を、思ひ奉りて、當日早天には、悉く氏神社に参拜して、此年の無事平安を祈奉るべきことである。

當日御式のありさまは、御庭の中央に、簀薦を敷き、屏風を立て廻らし、中に御座を設け、御劍、御裾、御草鞋など、侍従之を仕へ奉り、天皇陛下、御親祭あらせらる。

江家次第抄に引ける、五十九代宇多天皇の御宸記、寛平二年十月十九日の條に。

我國者神國也、因每朝敬三拜四方大中小天神地祇、敬拜之事始自今、後一日無怠云々」と以て歴代御敬神のさまを、窺ひ奉るべし。

五、元始祭

一月三日

元始祭とは、報本反始（本に報む、始に反か）の義に基づきて、年の始に當り、諸神を祭り給ふの謂にして、古事記の序文中に、元始ノ綿邈タル頼ニ先聖ニ而察ニス生レ神立レ人之世ヲ」とあるに據る、然して皇祖天照大神が、皇孫瓊々杵尊を、此國の大君主と、御定め遊ばされて、大御手づから三種ノ神器を授け

給ひ、其の寶祚は、天地と共に窮り無く、隆えまますべしと、御祝ひあらせられし、天津日嗣^{あまつひつぎ}天皇の
本始^{ほんし}を、歳首^{さいしゆ}に、御親祭^{ごしんさい}あらせらるゝ御儀^{ごぎ}である。さて此日^{このひ}天皇は、午前十時より順次^{じゆんじ}、賢所^{かしこころ}、皇
靈殿^{れいでん}、神殿^{しんでん}の三殿^{さんでん}に進ませられ、御幌^{みさほり}の内^{うち}に入らせ給ひ、御玉串^{おんたまぐし}を奉りて御拜^{ごまはひ}あり、御告文^{おんこくぶん}を奏し
給ふ。此日^{このひ}官國幣社^{くわんこくへいしゃ}、以下^{いかに}府縣鄉村社^{ふけんかうそんしゃ}に於ても、公式^{こうしき}の祭典^{さいでん}を、奉仕^{ほうし}するは勿論^{もちろん}、地方官員拜禮式^{ちほうくわんいんはいれいしき}に
は、左の通り定めさせらる。

此日宮^{このひみや}中ニ於テ、賢所^{かしこころ}、天神地祇^{てんじんちぎ}、御歴代^{ごれきだい}ノ皇靈^{くわうれい}ヲ、御親祭^{ごしんさい}在ラセラル、是天津日嗣^{あまつひつぎ}ノ本始^{ほんし}ヲ
祝シテ、歳首^{さいしゆ}ニ祀リ給フ義ナルヲ以テ、元始祭^{げんしさい}ト稱ス、因テ官員ニ於テモ、最寄神社^{もよひじんしゃ}へ參拜^{さんぱい}スベシ
かくの如く、天壤^{あめつち}と究りなき、美たき御國躰^{おんこくたい}の元始^{げんし}を、年の始めに當りて、天皇陛下^{てんわうへいかみ}御親^{ごみづか}ら祭らせ給
ふ、最も重く、且つ萬政^{ばんせい}の本つ御祭^{ごまつり}なれば、我氏子^{わがうぢこ}たるものは、此の聖旨^{おほみこと}を奉躰^{ほうたい}して、悉く氏神^{うぢがみ}
社^{しゃ}に參拜^{さんぱい}し、寶祚^{ほうそ}の長久^{ちやうきう}を、祈奉^{いのりまつ}るべし。

古事記の序に所謂元始の綿邈たる、先聖に頼て云々とは、御世の始まりの遠く遙なることは、皇祖
天神に頼りて、八百萬神等及び萬民を、生み立て給ひしを云へるなり。

三種ノ神器とは、八咫鏡、天ノ叢雲劍一名草薙ノ劍及び八咫瓊曲玉の三種を申すので、御鏡は伊勢の皇大
神、御劍は尾張の熱田の大神として崇祕り、また曲玉は、皇居内劍璽の御間に、奉安りて代々相傳
へ給ふ。

賢所は、天照大神の御神靈、乃ち伊勢神宮の御神體なる、八咫鏡の御模造である、これを賢
所と申すは、皇祖を齋祀る御神殿なるゆる、恐れ多い所、即ちカシコイ御所と申す御義である。
皇靈殿とは、御歴代の天皇がたの御神靈を、御祭り申せる御殿を云ふ。因に申す明治天皇の御神靈
も、一年祭御終了後に於て、此の皇靈殿に合祀の御義と拜承す。
神殿とは、天神地祇八百萬の神等を祭祀せる、御殿を申すなり。

○三種ノ神器、竝に賢所、皇靈殿、神殿の御事は、拙著の神器新攷に、詳述したれば、就て見られたし。

六、孝明天皇祭

一月三十日

孝明天皇は、慶應二年十二月二十五日、京都の内裏に於て、崩御ましませり、太陽曆に換算して、一

月の三十日に當れるを以て、宮中にては、當日皇靈殿に於て、御親祭あり、御神樂を奏して、御神靈を慰め給ふ、又數日前より、京都なる後月輪、東山山陵に、勅使を發遣せられ、御陵前祭を行はせらる、因て各氏子に於ても、氏神社又は清淨なる處にて、遙拜をなすべし。

遙拜の辞

掛卷も恐き、後月輪、東山山陵の御前を、遙に拜み奉くと白す。

御事蹟

御名は統仁、仁孝天皇第四皇子、百二十一代の天皇、今上陛下の、御祖父君に當らせ給ふ、弘化三年正月、御年十六にて、踐祚あらせらる、御在位二十一年、慶應二年十二月二十五日崩御、聖壽三十六、天皇英資聰明、内憂外患の時に當りて、思を治體に濺ぎ、遂に王室中興の基を開き給へり。

七、祈年祭

班幣二月四日(神宮及宮中にて)

祈年祭は、トシゴヒノマツリと訓む、年とは五穀の總稱にて、主として稻を云ふ、祈とは祈禱の義にして、毎年二月四日、風雨の災害なく、年穀の豊熟ならむことを、神祇に祈らせ給ふ嚴祭なりとす、我建國の起元たるや、農を以て基本とせられたれば、農事に關する、諸祭典の如きは、最も早く現はれたるものにして、神代既に此の御祭典あり、皇祖天照大神は、稻を指して、我愛すべき人民の、喰て命を保つべきものなりと詔せられ、また皇孫瓊々杵尊を、此土に天降し給ふに當り、我授くる此の齋庭の穂、皇祖より之を祝して皇孫を以て、葦原の中ツ國の舊号に降りて、周ねく國中に、播種すべしと詔せられたり。さてかく仰せられたるは、全く天下萬民の、喰て生くべき食物、此の聖旨を奉躰して起れる名ヲアは賜の上を、思召されたることなれば、代々の天皇は、皆皇祖大神の、此の聖旨を奉躰してふの古言なり、の古言なり、を、思召されたることなれば、代々の天皇は、皆皇祖大神の、此の聖旨を奉躰して深く農作物の上に、大御心を注がせ給へり。されば延喜の制、六十代醍醐帝の延喜年間制定せられたる、五十巻に載せられたる、全國の官社三千一百三十二座、悉く此の班幣を、諸社に、わか事なり、を受け給はざるはなし。明治の御制度にては、二月四日先づ宮内省に於て、班幣の御儀あり、神宮及各官國幣社へ、幣帛並に神饌料を送り出さる、是れ古への御作法を、移し行はせられたものである。

さて伊勢神宮に於ては、二月十七日、新年祭を行はせられ、勅使参向して、幣帛を奉る、又十七日を以て、神宮と同時に、賢所、神殿に於ても、新年の御親祭を行はせらる、只皇靈殿のみは、班幣を給ふ、官國幣社にては、幣帛神饌料の、各地方廳府縣廳に到着の後、日を撰び地方官参向して、其の祭典を行はる。要するに新年祭は、上古よりの重儀にして、歴代天皇其の祭祀を、慎み給ふこと頗る深く、神宮及び各官國幣社の新年祭は、大祭の部に編入せらる、故に神社法令の御制定に曰く。

二月四日、太政官廳今宮内省ニ於テ、伊勢神宮、宮中皇靈等ノ幣帛ヲ、使に班チテ發遣セシム、次で各地方ノ官幣社國幣社へ、幣帛ヲ班ツ、各地到着ノ後、日ヲ擇ビテ祭祀スベシ、但古禮ヲ存スル社ハ、其日ニ因ルベシ、

地方長官知事ヲ以下祭ニ關スル官員、及び神官共ニ前日ヨリ齋戒シ、地方ノ長官正廳ニ臨ミ御幣物ヲ點檢シ、屬に附ス、

と、以て此の御祭典の如何に重大なる、御典儀なるかを、窺ひ奉るに足るべし。然して五穀は實に人類生存上、一日も欠くべからざるものにして、此の供給を仰がざれば、生命を保つこと能はざるなり

されば皇祖天照大神は、我が愛すべき蒼生人民のこゝの、喰て生くべきものなりと仰せられて、普ねく天下に播殖し給ひたる、御恩澤を深く喜び奉り、且つ其の元を追憶する爲め、各氏神社に於ても、日を撰びて、新年祭に報謝の意を兼ねて、賑々しく御祭事を仕奉るべきことなり。

稻を古言に、年と云ふは、稻は春種を、水に浸して、冬收むるまで、大凡一ヶ年を、經るものゆゑ之を年とは云ふなり。年は元より穀物の總稱なれど、此の事を掌り給ふ神を、大年神、御年神と申し、又穀物ノ主神を保食ノ神とも、豊宇氣姫命とも申し、伊勢の外宮と崇め奉る大神なり。此は後に重ねて、述る處あるべし。

八、紀元節

二月十一日

人皇第一代、神武天皇の御即位を、記念する祝日にして、天皇の御即位は、春正月の朔日なれども太陽曆に換算して、二月十一日に當れるを以て、當日祝祭を、行はせらる。皇孫瓊々杵尊以來、數世を経て、建國の大業、初めて成就し給ふに及び、橿原ノ宮に御即位遊ばされし、甚もめでたき世

るを以て、當日宮 中皇靈殿に於て、午前八時朝の御祭を行ひ、全九時より御親祭あり、次で賢所をも拜し給ふ、午後五時より、夕の御祭典を行ひ、御神樂を奏せらる。かくの如く當日は、重大なる御祝祭なるを以て、國民たるもの謹で誠意を表、各氏神社に於ても、檀原ノ神宮並に山陵に向ひて、遙拜をなすべし。

遙拜の辞

掛巻も恐き、神武天皇の大靈の御前を、遙に拜み奉くと白す。

九、春秋二季ノ皇靈祭並に神殿祭

三月春分日
九月秋分日
の一回

御歴朝の皇靈 及び天神地祇を、春秋の二季に、祭らせ給ひて、孝敬を申べさせ給ふ、御重儀なりとす。此の御祭典は、神殿、皇靈殿並有の二大典にして、一年の中に、晝夜平分の時なれば、祭日一定せず 其年の曆をすまむ 即ち三月ノ春分日、九月ノ秋分日の二季を以て、行はせらる。其の御次第は、朝夕及び、天皇御親祭の、三度なること、紀元節の御時と同じ、當日皇靈殿の御前に、東遊と稱ふる、古

調の御神樂を行はせ給ふ。因て我氏子たるものは、此の鄭重なる、御儀に倣ひ奉りて、氏神社に參詣するは勿論、各神棚並びに、祖先の靈位を祭り、敬神の誠を、致すべきことなり。

御來歴

我國は敬神崇祖を以て、立國の基礎と、なし給ひたれば、神代已に此事ありたるは、勿論なれど、正史に特筆せられたるは、神武天皇海内を統一し、四年二月、皇祖天神を郊祀て、大孝を、申べさせ給ふに淵源し、又天皇の十年五月にも皇祖の神靈を祭らせ給へり。此に倣ひて、自後皇靈祭ありしも、更めて正史に登錄するの要なかりしな、中世以後は、荷前の祭とて、諸國より献上せる、調の御初穂を、毎年十二月中に、吉日を擇びて、諸國の神社、並に歴代の山陵に、奉獻あらせられしが如きは、皇靈並に神祇を祭らせ給へる例證なりとす。

先帝陛下は、明治二年六月二十八日、百官群臣を率ゐて、神祇官に行幸あり、天神地祇並に歴代の皇靈を、御親祭あらせられ、祭政一致の大御旨を以て、國是の大基礎を、定められしことを、御奉告あり。明治四年二月二十八日、春分日を以て、同様御祭を、行はせらる、明治四年九月、皇靈

は、神祇官より、賢所の御傍に、御遷座あり、同五年十一月更に八神並に天神地祇を、宮中に御遷座あり、兩座を合せて、單に神殿と稱し奉るに至れり、かくて春秋二季祭は、當時只神殿のみなりしが、明治十一年六月より皇靈殿、神殿の兩殿とも、最も御鄭重に、春秋二季を以て、御盛典を擧げさせらるゝ御事となりたり。

賢所を中央とし、對つて右側を、皇靈殿とし、左側を神殿とす。また八神とは、天皇御守護の神等にして、神産日神、高皇産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮乃賣神、大御食津神、事代主神の八柱の大神等を申すのである。

四十九代光仁天皇 寶龜七年四月己巳ノ勅

祭ニ祀神祇、國之大典、若不誠敬、何以致福。如聞諸社不修、人畜損穢。春秋之祀亦多怠慢、因茲嘉祥弗降、災異荐臻。言念於斯、情深慙惕。宜仰諸國、莫令更然。

○御歴代の御うちにて、殊に祭祀を重んじ給ひし、此の天皇の勅を撰奉れり。猶御文のうちに、春秋の祭のことも

宣らせ給へるを以て、特に茲に掲奉ることをなしぬ。

十、神武天皇祭

四月三日

毎年四月三日は、神武天皇崩御の日に、當れるを以て、天皇の御偉業を追念し、報本反始の誠を致し給ふ御重典なり。此日宮中皇靈殿に於て、御親祭を行はせられ、又畝火山東北、陵に勅使を派遣せらる、其の御儀すべて、孝明天皇祭に同じ、因て我國民たるものは、天皇の御偉徳を、追念奉り、謹んで遙拜の式を行ふべきことなり。

遙拜の辞

掛卷も恐き、畝傍山東北、山陵の大前を、遙に拜み奉くと白す。

御事蹟

神武天皇は、御諡號にて、天平勝寶三年十一月、四十六代孝謙、淡海ノ御船なる人、池邊ノ王子、大學ノ頭勅を奉じて、撰び奉りしを初とす、御諱は神日本磐余彦彦火火出見尊、天皇と申す、彦波瀲武鸕

鷲茅葺不合ノ尊の第四ノ皇子、天祖天照大神より第六世の天皇に坐しませり。

皇尊瓊々杵ノ尊以來、世々日向ノ國高千穗宮に在しまして、天下を統治し給ひしが、天皇の御時に及

び、皇兄五瀬ノ命と議して、天業を恢弘せん事を圖り、舟師を率ゐて、土倉丹敷戸畔、兄猾、長髓

彦を始め、新城戸畔、居勢祝等の強敵を、悉く誅せられ、中洲全く平定し、帝運大いに開くるに

及んで、都を畝傍ノ橿原に奠め、はじめて天皇の御位に即き給ふ、是れ人皇第一代の天皇にして、實

に紀元元年辛酉の歳となす、茲に建國の大業を成し給ふ。

御即位の翌年、功臣を寵遇して、夫々賞を行ひ給ふ、尋で天種子ノ命、天富ノ命をして、天罪國ノ罪

を解除せしむ、また靈時を、鳥見ノ山に立て、皇祖天神を御親祭あり、神祇の恩に答へ給ふ、且

つ三種ノ神器を、正殿に奉祀して、天祖の神靈とし、以て天下に臨み給ひ、永く國家を經營し給ひし

が、御位に在しますこと、七十六年にて崩じ給へり、聖壽百二十七歳、或は百三十七歳とも云ふ、大和ノ國高市郡

山本村、畝傍山ノ東北ノ山陵に葬奉れり。

四年二月甲申の詔、

皇祖之靈也、自天降臨、光助朕躬。今諸虜已平、海内無事。可下以郊祀天神、用申大孝者也。

十一、孟夏季秋の神衣祭

五月十四日
十月十四日
の二回

此の御祭は、孟夏季五月ノ十月ノ秋季十月ノ十の二季に行はる、伊勢大神宮の神衣ノ祭にして、服部氏、麻績氏

の人々、各自潔齋して、祭月の一日より、神御衣を織始め、十四日に至りて、此御祭を行はせらる。

凡そ衣服は、人生缺くべからざる、三要素の一つなれば、古來重儀として、此の御祭を行ひ、範を

後世に、垂れ給ひし所以なれば、機業者並に、婦女子を始め、直接此事に、關係なきもの雖も

平素身に纏ふ、衣服の道を教へ給ひし、御恩澤を思ひ、當日は各氏神社に参拜して、御神恩に報奉

るべきことである。

御來歴

太古天照大神、石窟に隠り坐すに及んで、長白羽ノ神は麻を植え、天日鷲ノ神、津咋見ノ神は、穀木

綿を植え、天羽槌雄ノ神は文布シヅリはスズ織にて今、を織り、また人面等の祖天棚機姫ノ神は、桑葉を植

え、蠶糸を織りて、大神の神衣を、供進らしめ給ひしに起因す。歴代此に倣ひ給ひて、變更なかり

しが、十一代垂仁天皇の御代、大神の宮を伊勢の宇治に、建給ふ時に方り、同所に入尋機殿彌廣にて

廣く大なるを、を建て、天棚機姫ノ神の裔孫八千々姫ノ命をして、神衣を織らしめ給ひ、四十代天武天皇

の御代、神服、麻績の兩機殿を建て、神衣を奉り、大寶元年四十二代文武に至りて、其制を定め給

ひ、又延喜年中六十代醍醐には、更に嚴重なる制度を設けて、御衣を奉らしめ給ひしは、其尤も著

しきものなるが、猶今日に至るも、機織ノ神等の子孫をして、之を奉織せしめ給へり。

神宮雜例集に曰く、神服、機殿ハタドノア在二飯野ノ郡、服村ニ。麻績、機殿ハタドノア在二同郡井手ノ郷ニとあり。

神服部氏は、服部連祖天ノ御梓ノ命ミホコの後裔にして、代々伊勢に住す。服部とは、機織の略言なり。

又麻績氏は、麻績連祖長白羽ノ神カミの後裔にして、此れ亦伊勢に住す。麻績は、苧績の略言である。

○機織の神等の子孫は、諸國に散在すれども、伊勢神宮との關係上、尤も多く伊勢ノ國に、住居せられしものな

らむ。因に云ふ延喜式内社、伊勢ノ國鈴鹿ノ郡十九座の内、高宮ノ郷に鎮座の倭文ノ神社雄命は、我鈴木家の

祖先ノ神として、代々祠官たりしが、今にチゴケとて、麻を績めて入れたる、檜の曲物やうのものを存せり。是れ有名なる、高宮織の起れる所以なれども、今は打絶えて、見るべきものなし。

十二、大祓ノ神事 (恒例)の兩度竝に臨時

六月三十日 十二月三十一日

大祓神事に、恒例と臨時との區別あり、恒例の大祓は、一人一巳の祓に非ずして、六月と十二月との

晦ツヨリの日に、宮中にて百官人を始め、天下萬民の爲めに、種々の罪穢を、祓清め給ふ神事なり。

又宮中にては、當日大祓の式後、節折の神事とて、天皇及皇后、皇太子の御爲に、竹の枝を折りて

御長の寸法を量り奉る、特別の御祓あり。因て當日は、全國の官國幣社を始めて、府縣郷村社に於て

も、此の大祓式を行奉るのである。

さて六月の大祓は、一月より六月までに犯せる罪穢をば、官より祓物くわいぶつを出だすもの、を出して、六

月三十日の大祓に祓清め、七月より十二月までに犯せる罪穢をば、十二月三十一日の大祓に、祓清め

給ふ、之を恒例の大祓と云ふなり。臨時の大祓とは、罪穢ある時にのぞみて之を行ふ。また平生、大

祓の詞を唱ふることあり、そは此の大祓の徳を以て、知らず知らずの内に犯せる、各自の罪穢をば、祓清めて、幸福を祈る爲めに行ふなり。故に氏子各自に對する、御祭などには、氏神の御祭にも此祓の詞を奉唱することあり、最も盛んに、此の大祓の詞を唱へて、觸穢を解除し、内心一点の疚しき事なく、清々しき人となるこそ、誠の敬神尊皇の民とは云ふべきなれ。

起原、沿革等

太古伊邪諾尊、黄泉國に往て、汚穢に觸れ給ひ、海水に沐浴して、祓除し給ふ、又素盞鳴尊、高天原朝廷に於て、天罪を犯し給ふに方り、諸神之を責めて、千座置戸數多の祓物を出して、其罪過の贖料とす、を以て、其罪を贖はしめ、天兒屋命をして、祓の詞を宣べしめ給へり。

神武天皇、已に天下を平定し給ひ、皇祖天神を祭り、天兒屋命の孫天種子命をして、天罪國罪を、解除せしめ給ふ。又十四代仲哀天皇崩御の時、皇后息長足姫命亦神功皇后は、武内宿禰に命せて、國の大幣を取て、天罪國罪を求めて、諸國の大祓を爲さしめ給ふ。

文武二代醍醐六十兩朝の官制に、天皇踐祚大嘗祭御即位後に行はせらるるの御時には、大祓使を諸國に

遣して、大祓を行はしめ給ふことに定めさせられたり。

因に大正二年七月三十日は、先帝陛下の御一年祭に、當らせ給ふを以て、當日一年祭御終了後、御尊靈は、皇靈殿に移御し奉り。然して後、宮城二重橋門内にて、大祓の式を擧げさせられ、此に全く宮中の御大喪は、解除さるゝに至るべしと拜承す。こは元より、上古の御制度に、准せらるゝ御ことにて、各氏子の家々にも、忌明などには、五十日、百ヶ日、或は一周忌など、家々の都合にて、よろし、又病氣其他の事故にて行ふことも數多あるべし、土地の神官を招きて、大祓の式を行へるは、全く朝廷の御儀式に、倣ひ奉れるなり。

十三、先帝陛下御靈祭

祭日未定

先帝陛下の御靈祭は、未だ御公示に接せざれば、如何御制め遊ばさるゝや、元より大内山の御事、吾等徴臣の窺奉るべきにあらざるも、神武、孝明の二帝と御同様に、必ずや嚴典なる御祭祀を行はせらるゝ御こと、拜察し奉れるが故に、茲に謹んで、御事蹟の大要を、特記し奉ることとなしぬ。

御事蹟

御諱は睦仁、孝明天皇の第二の皇子、百二十二代の天皇に坐し、天資英邁、夙に御聰明に渡らせらる、初め祐宮と申す、嘉永五年九月二十二日、後に陽曆に換算して十一月三日に改め給ふ、御降詔、萬延元年七月十日、御年九歳にて皇太子に立たせられ、御父孝明天皇、慶應二年十二月二十五日、陽曆に換へて、一月三十日に改め玉ふ、御年三十六歳にて、崩御あらせ給ひしかば、其翌三年正月九日、御年十六歳にて御踐祚、御父帝も御同年にて此年徳川慶喜大政を奉還す、同四年八月二十七日、御即位の大典を擧げさせ給ひ、年號を改めて、明治元年となす、此年天神地祇を敬祭して、五箇條の御誓約をなし給ひ、翌明治二年東幸して、帝都を東京に奠め給ふ、同三年正月三日、神祇官に御して、天神地祇、八神及歴代の皇靈を鎮祭し、孝敬を申べさせ給ふ、又明治五年徴兵令を布きて、健兒皆兵の古制に復し、同十五年には、聖諭を軍人に頒ち給ひぬ。

かくて陛下は、五ヶ條の御誓文に基づき、漸次其歩を進め給ひて、明治二十二年に憲法を發布し、翌二十三年に國會を開設して、臣民に参政の權を興へ、廣く公議輿論を採納し給ひ、爾來軍務に教育に、或は司法に、各方面に大御心を濺がせられ、暫優詔を下し給ひて、士氣を鼓舞し、或は學術技藝を奨勵し給ひ、茲に萬機を櫛すこと、四十有五年一日の如く、聊かも倦ませ給はず、其の御勵精のほど、眞に驚嘆し奉るの外なし。

明治二十七年及同三十七年には、東洋平和の爲めに、清露に對し、二大開戦を宣し給ひて、連戦連勝の結果、臺灣島及樺太の南半を獲得して、我帝國の地位を、世界に知らしめ給ひ、又三十五年には、日英同盟を締結せられ、尋で攻守同盟成立す、明治四十三年韓國は、帝國に併合し、至仁至愛なる皇恩に浴するに至る、斯の如くして、我領土は漸次擴まり、國運は隆々として、宇内に宣揚せらるゝに至れるは、前古曾て、其比を見ざる處、是れ一に勸聖文武なる、先帝陛下の、御威徳の然らしめ給ひし所なり。

然るに陛下には、去る七月十四日以來、御不例に渡らせられ、御病日々に重らせ給へるを以て、吾々臣民は、日夜御平癒を、神明に祈請し奉り御聖壽の萬々歳を祈奉りしも、明治四十五年七月三十日午前零時四十三分と申すに、遂に崩御遊ばされたり、ア、哀し、ア、陛下の御聖徳は、如何なる辞如何なる筆を以てするも、稱へ奉ること能はず、陛下御位に在し坐すこと、實に四十五年、御寶算

六十一、復再び御尊體を、拜し奉ること能はず、嗚呼哀かな。

明治三年正月三日 勅

朕 恭 惟 大祖 創業、崇 敬 神 明、愛 撫 蒼 生、祭 政 一 致 所 由 來 一 遠 矣。朕 以 寡 弱、夙 承 聖 緒、日 夜 悚 惕、懼 天 職 之 或 虧、乃 祇 鎮 祭 天 神 地 祇 八 神 暨 列 皇 神 靈 于 神 祇 官、以 申 孝 敬、庶 幾 使 下 億 兆 有 上 所 矜 式。

○先帝陛下の御遺體並に、御靈祭等は、此の禮を了りし後、公示に接したるを以て、改訂を加へず、此禮上刻するに、なしぬ。但し本條以外の御名は、明治天皇改めし處も少なからず。

十四、天長節

八月三十一日

本日は、今上陛下の、御降誕あらせられし、最も愛度き、吉日なるを以て、天と共に長く、地と共に久しく、此世に在りまして、天津日嗣知食すやう、御祝申して、天長節と、稱し奉れるなり。此日宮中に於かせられては、皇祖神祇を御敬祭遊ばされ、又治にみて、乱を忘れ給はぬ、深き思召より、觀

兵の御盛儀を行はせらる。故に國民たるものは、悉く業を休みて、氏神社又は、最寄神社に參拜して、陛下の聖壽萬歲、寶祚の無窮を、祈奉るべきことである。

今上御事歴

睦仁天皇第三ノ皇子、御名嘉仁、明治十二年八月三十一日、御降誕あらせらる、明治二十年八月三十一日、東宮御宣下あり、同二十二年十一月三日、御父天皇の、御生誕の賀節に方り、御年十一にて皇太子に立たせ給ふ。三十三年五月十日、九條道孝公の、第三女節子姫を納して、御結婚の大禮を擧げさせらる。四十五年七月三十日、御父帝の崩御と同時に、寶祚を踐ませ給ひ、大統を承けて、天下に君臨し給ふ。

起原並に出典等

續日本紀に曰く、光仁天皇四十の寶龜六年九月壬寅の條に「勅、十月十三日、是朕生日、毎至此辰、云々、仍名此日爲「天長節」と見えたり。古來我邦は、不文實行の國なれば、必ず是れ以前より、行はれしこと、思へども、我史籍に見えたるは、蓋此御代を以て始とす。天長の出典

は、漢籍の老子に、天長地久とあるに、據られたるものと思ふ。

御誕生の布告

明治元年八月二十六日の布告に、「九月二十二日ハ、聖上ノ御誕生相當ニ付、陽曆ニ改メテ十 毎年此辰ヲ以テ群臣ニ浦宴ヲ賜ヒ、天長節御執行相成、天下ノ刑戮被ニ差停ニ候、偏ニ衆庶ト御慶福ヲ、共ニ被ニ遊候思召ニ候間、於ニ庶民一一同御嘉節ヲ奉祝候様、被ニ仰出ニ候事」と達せられたり、是れ現今行はせらるゝ天長節なり。

されば當日一堂に會して、祝杯を擧げ、又は單に、祝意を表するばかりにては、予は甚だ飽き足らぬ心地のせらるゝなり。其は陛下御一己の祝賀を、受けさせ給ふ御爲のみにはあらで、衆庶と慶福を共に遊ばすとの、有難き思召なるを以て、只目出度き御日ゆる、業を休みて、祝意を表するのみにては、濟まぬ譯なり。申すも中々に、恐こかれど、陛下は只民安かれど、常に國民の上を、御宸念あらせられ、天神地祇を崇祭して、我々國民の爲めに、無事平穩ならむことを、御祈請下さる、御次第を忝なく思奉りて、當日は必ず、産土の社頭に參詣して、陛下の萬歳を、祈念し奉り臣民

たるものゝ、誠を致すべきことなり。但し一村會台の時は學校などに皇祖皇宗を祭るも亦適法ならむ。

○猶當日、祭典後、神酒の直會を酌交して、萬歳を祝奉りなげ、一層時宜にも適ひ、よき方法こそ、云ふべけれ。

十五、神嘗祭

十月十七日

今年の新穀を以て、作り給へる御酒と御饌とを、天皇より伊勢兩大神宮に、供進らせ給ふ、御祭典なり。神代の昔、豐受姫尊宮の外宮の御神徳により、穀物の種子が出来せしを、天祖天照大神宮内之を御覽あそばし、此物ごもは、我愛すべき人民の、食て生くべきものなりと詔せられて、其種子を、田畑に蒔播されたるが、漸次天下に弘まり、万民の朝夕之を食して、生命を保つことを得るに至れるは、全く伊勢兩大神宮の御神徳、御神恩なるにより、天皇は今年の新米を、先づ第一に、兩大神宮に御献進あり、御使を遣はされて、幣帛を供へ給ふ、同時に宮中にて、遙拜の式を行はせ給ひ、畢て賢所の御親祭あらせらる。因て國民たるものは、當日氏神社又は、最寄神社に於て、遙拜をなし、御神恩

の辱なきを、拜謝せねばならぬ。

儀式

凡そ例幣使には、諸王を以て之に充てられ、中臣、忌部の二氏之に隨從す、中世より王氏及中臣、忌部に下部を加へ四姓の使と稱せしが、後に其人無きを以て其發遣の日には、天皇祭服を著され、大極殿後には神に御して、拜禮し給ふ、例幣使等は、九月十一日神祇官より發向し、二十日に至りて復命す、其儀先づ前日九月十五豊受宮宮外に朝夕の御饌及び黑白の二酒を供し、祭日即ち十六日、更に拔穂の稻神官自ら穂を抜きたるものを云ふを供し、懸税の稻神郡、神戸より献を、内外の玉垣に懸く、此日齋王、太玉申を献じて拜禮あり、忌部幣帛を捧げ、中臣宣命天皇の勅命を奏し、宮司恒例の祝詞を奏す、次に幣帛を神殿に納め、朝使及神官等倭舞八少女手に櫛をさり横笛、管搔などい合せて舞ふ、を奏し、直會殿にて大直會おほなほらひ祭事、滞りなく済みて恒に復を賜ひ、又祿當座の御手を賜はる、其翌十七日皇大神宮宮内を祭る、其儀豊受宮と御同様なり。

起原沿革

上古已に此儀ありたるも、文武天皇の大寶年間、神嘗祭を毎年季秋と制められたるは、蓋し史に見

えたる始めなるべし。元正天皇四十四代養老五年九月十一日、天皇内安殿に御し使を遣して、神宮に幣帛を奉らしめ給ふ、爾後十一日を恒例となし給ふにより、之を稱して例幣と云ふ。中頃兵亂の爲め朝綱廢弛と共に、祭祀の禮も亦舊制の如くならず、時に或は用度なきを以て、例日に幣帛を、献するを得ざりしことさへありき。後光明天皇百十代正保四年勅して、之を再興せられ、明治四年より、古例の九月十七日に行はせらる、明治二十二年より十月十七日に定め給ひ、天皇神嘉殿に御して、神宮遙拜の式を行はせられ、畢て賢所の御親祭あり、以て現今に至れり。

十六、新嘗祭

十一月二十三日

本日は、今年の新米を以て作り給へる御食御酒を、天皇御手づから、天祖天照大神、皇祖と申すも同を始め奉り天神地祇に、御供進あらせられ、御親らも召食り給ふ御重儀にて、各官國幣社へも其地方の長官官知事を奉幣使として、幣帛を、御供進あらせらる。此御祭は、二月四日の祈年祭に、五穀豊熟を、御祈禱あらせられし、其の報賽御禮との御祭典である。天皇の御代の始に方りて、行はせらるゝ新嘗祭

を、大嘗ノ祭、御二代一度の大嘗にて、之を大祀と稱し、一ヶ月間潔齋して行はせらるゝ。ごも稱して、昔は大嘗、新嘗とも、へだてなく稱へられたり。恩師井上博士は「後世になりては、御代の始に行はるゝのを、大嘗祭と申し、毎年行はるゝのを、新嘗祭と申して、分けてある、かやうにしたのは、一代一度の大嘗祭と、混じ易きより、唱へかへたものであらう」と云はれておる。さて上にも述べたるが如く、五穀の初めは、天祖天照大神が、蒼生を可愛と思召す、大御心より、保食、神と豊受姫命と、御共力あらせられて、其の種子を、普ねく播殖さしめ給ひしものなれば、天皇の御即位あらせらるゝや、天祖の大御心を、大御心とせられ、深く農作物の上を、御軫念あらせらるゝが故に、御代の始の新嘗祭、此時のな特に大新嘗祭と申す、に於かせられては、特に由紀、新穀を供奉る、次基、新穀を供奉る第二の國、共に、の二國を擇定して、穀物に就て、古式古例のまゝに重大なる御祭儀を、行はせらるゝのは、皆此の所以なるを以て、國民たるものは、一日も無くて叶はぬ、五穀を成幸ひ給ひし、大神等の御恩澤並に天皇の深き思召を片時も忘るゝことなく、當日は各産土社に於て、鄭重なる報謝祭を仕奉るべきことなり。

農村にありては、本月は繁忙の時季なれば、適當なる月日を擇びて、稲の初穂を、神前に、うづ高

く捧げ賑々しく、御祭を行ふべきなり。

此の御祭は、國家祭中に於ける、最も重大の、御儀なることは、天祖の賜物なる、五穀の豊熟を謝し奉らむ爲め、新米にて作り給へる神酒御食を、天皇大御手づから、神祇に供へさせ御ふ、御重禮なるを以て、起原沿革等の記事、頗る多かれども之を省畧し、明治元年十一月十五日の御布告、並に水戸の學者、會澤安先生の草偃和言に詳かに記されれば、左に之を轉載することゝなしぬ。

明治元年十一月十五日の御布告

來十八日、明治元年十一月十五日、新嘗祭ニ相當リ、御祭ハ於二京都ニ被レ爲レ行候得共、主上御遙拜被レ爲レ在候。右祭ノ儀ハ、先、皇國ノ稻穀ハ、天照大神、顯見蒼生ノ食而可活モノナリト詔命アラセラレ、於二天上、狹田、長田ニ令植給ヒシ稻ヲ、皇孫降臨ノ時、下シ給ヘルモノナレバ、其神恩ヲ忘レ給ハズ、且、早霖ノ憂無レ之様ニト、神武天皇以來、世々ノ天皇、十一月中卯ノ日、當年ノ新穀ヲ、天神地祇ニ供セラル、重禮ニテ、三千年ニ近ク被レ爲レ行、來ル十一月朔日ヨリ、散齋、致齋ノ御戒被レ爲レ在、萬民撫恤ノ爲ニ、御親祭被レ爲レ在候事、誠以、下々ノ身ニテハ、難レ有御儀ニ

候。諸般ノ事ハ、中世以來、他邦ノ風儀モ立交候ヘドモ、神事ノミハ古代ノ儘ニテ、聊モ、駁雜無之、純粹ノ古道ニ候。京都及山城國中ハ、當日ヨリ明朝マデ、梵鐘、誦經ノ音ヲ禁止シ、庶民ニ至迄、一意ニ、神祇ヲ尊崇スベキ御定ニ有之、天下一統、昔ハ、新嘗ノ日ハ、戸ヲ閉齋戒イタシ候趣、古歌ニ相見ヘ候ヘドモ、只今ニ至候テハ、其子細モ不存、徒ニ打過候故、及ニ御布告候。右ノ譯ニテ、至、御仁恤ノ叡慮ヨリ被爲、行御祭候條、公卿、諸侯、大夫、庶人ニ至迄、篤ク相心得、當日ハ、潔齋神祇ヲ拜シ、其ニ、五穀豐熟、天下泰平ヲ、神祇ニ祈奉ルベシ。面々、毎日食シ候米穀ハ、其元、天祖ノ賜物ナル事ヲ知、御國恩ノ辱キ事ヲ相辨候ハ、遊興安臥シテ在ベキニアラズ、寒村、僻邑ノ士民、雨ヲ祈晴ヲ願候モ、必、感應有之、况、天下一同、至尊ノ御仁慮ヲ體認シ奉リ、共ニ祈請シ奉ルニ於テハ、神祇ノ冥感、殊ニ速ナルベキ事ニ候。

會澤安先生の草偈和言に曰はく
 上略 忝くも、至尊これを受取せ給ひて、御飯、御酒となし、親ら、天神に供し給ふ。是、萬民の、天神に報い奉らんとする誠心を、玉體に負はせ給ひて、これを天神に通じ給ふ御事なる

に、天下の臣民も此義を知りて、此日には、祝ひ喜びて、天恩を仰ぎ奉るべき也。今は拔穂などの事も、やみて行はれず、悠紀、主基の國も、常に定りて、卜定といふ事なければ、諸國の人民、今日、かやうの大祭ある事をも知らざれども、今も、天神の播種せられし米穀を食て生活しながら、其種を得たる源をも知らず。天神の賜物を輕忽にせんは、恐るべき事にあらずや、されば、士民どなく、今日、或は神社に詣で、或は親戚、朋友會集して、新穀を嘗め、共に、天神の深恩を謝し奉らん事を思ふべきなり。

と、是れにて、新嘗祭の如何に御重禮、且つ忽に、思ふべからざることを、知るべきなり。前編に記載の、初宮詣で、以下諸祭の、御由來等を、解説すべき筈ならしも、餘りに長篇に渉るの、嫌ひあるを以て、茲に吾人の生存上に就て、最も厚き、御惠澤を蒙り奉る、初午祭神の一節を掲出し、他は之を省略き、別に附録として、神名靈魂等の解説を載したれば、參照せられたし、猶委しくは、各御祭の際、又は御尋の都度、御説明を怠らざるべし。

初午祭の御由来

初午祭の祭神は、宇迦之御魂ノ神 ウカハミタマノカミ にて、此神を初午神と申す所以は、今より一千二百年前
 即ち元明天皇 ミナトモノミカド 四十四代 シジュウヨクダイ の和銅四年二月九日、山城國紀伊郡深草村の稻荷山に初めて御形を現はし給ふに
 り、稻荷大神と申す、今官幣大社伏見稻荷神社是なり。さて此神は稻の御魂ノ神にて五穀を好め万の物
 を掌り給ふうちにも、衣食住の主神として、此の大神の深恩を、蒙り奉らざれば、吾々人類は此世
 に於て、生命を完ふすること能はざるなり。然して、曆を按ずるに、和銅四年二月九日は、即ち初め
 の午の日に、當れるを以て、此神の初めて、稻荷山に現はれ給ひし、二月の初めの午の日を、御祭日
 と定められ、農村の都合上、別に日かくしよ 各所に於て、なほ擇ぶも妨なし 鄭重なる祭典を奉事し、平素の神恩に報い、且つ將來の
 恩澤を、祈禱し奉る所以なり。而して此神は、伊勢の外宮即ち豊受皇大神宮 豊受姫ノ尊、亦、名保食ノ神 と御同神
 にて、女神には、在し坐せど、宏大無邊なる、御靈徳を備へさせ給ふにより、此神に御祈願申せば、
 氏の大神とも、御共力ありて、如何なる難事と雖も、叶へさせ給はぬ御事はない。殊に古來厄除の大

神と稱奉り、本年の厄年に當れるものは勿論、老幼男女の差別なく、初午祭には、賑々しく相携へて
 参詣し現在元より、子々孫々までの、無事幸福を、祈請し奉るべきことなり。

稻荷とは、稻生の義にて、稻は息の根、即ち命の根本と云ふ意なり。此神の亦の御名を、保食神と
 申すは、食物を保持し坐す神の御義にて、和名抄と云ふ古書にも保は猶保持の如し、宇氣は食の義
 なり、言は是れ、食物を保持するの神なりと、あるを以て知るべし。

猶此大神を、古來養蠶の神として、農家に於て最も尊崇する所以は、天祖天照大神、嘗て天ノ熊
 大人 熊は借字にて稻の義、 を御使として、此神の御身に、蠶の化生坐せるを、奉進らしめ給へるが、抑
 養蠶の大元にて、此時のことを、日本書紀に記されて曰はく、上略眉上生レ爾虫。眼中生レ稗。腹中生レ
 稻中略又口裏合レ爾虫。便得レ抽レ絲。自此始有レ養蠶之道焉。云々と見えたるを以て、此
 大神等の御深恩によりて、今日のごとき發達を、得たることなれば、養蠶家及び製絲家は、之を荷
 且に念はず、養蠶祭を執行して、益々御惠澤に浴し奉るべきなり。

氏神と氏子終

附
錄

附錄一

附錄二

附錄三

附錄四

附錄五

附錄六

附錄七

附錄八

附錄九

附錄十

附錄十一

附錄十二

附 録

神名靈魂竝に妖鬼等の類別

○天神 天津國に坐す。○國神 天つ國に坐神を、天神と申すに。○天

祖 天皇の遠津御祖神にて、天御中主、大神より、天照大神までを申す。○造化三神 天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神を

申す。此三柱神、天地の最初に、成出まして、天、地、日、月、星を始め、人類萬物をも、悉く成初め給ひ、造物造化の根元を掌どり給へり。○皇

太二祖 伊邪諾伊邪冊二柱大神を申す。此大神夫婦の道を始め給ひ、國家國土を修理固定め神人を産成し給へり。生魂足魂の條、見合

すべし。○皇親神漏岐神漏彌 皇親は、天皇の、親み坐る御言なり。神漏岐、神漏彌は、大御祖の男君、女君と

云る義にて、崇め親み。○皇祖皇宗 天皇の御大祖を申せり。分ていへ給ふ、皇祖天神を申す。○皇祖皇宗 ば、天、御中主神を皇祖と申し、天照

大神を、皇宗と稱ふべし。又皇孫命神武天皇をも申す。○皇天一一祖
皇祖天神等を申す。こゝには、高皇產靈神、天照大神を

申せ。○大祖神倭伊波禮毘古命を申せり。○日神も申して、天津國なり。地球より御譚て、日神とは、申上たるなり。○月神月讀命なり。月界に

給へる神にて、日神の弟君なり。○天照皇大神宮伊勢國度會郡宇治の五十鈴川上

天皇の御代に、皇女倭姫命を御杖代として、祭鎮せしめ給へるなり。○豊受皇大神宮元天照皇大神宮の別宮なり

しが、二十一代雄略天皇の御代、御夢の御告によりて、丹波國より今の度會郡山田に遷奉りしなり。此神は五穀の元靈と座して、衣食住を主掌り

給ふ、亦名を御膳神と申す。○御年皇神等大年、御年、若年の三神を始め、五穀に御功ありし、神等を申すなり。○

伊勢二宮乃相殿皇神等内宮には、天手力男命、萬幡豊秋津姫命を祀り。外宮には、皇孫邇々藝命、天兒屋命、天

太玉命を祀れり。○同別宮内宮の別宮は、荒祭宮、伊弉諾宮、伊弉册宮、月讀宮、月讀宮、風宮なり。○熱田大神尾張國熱田神社は、正殿二字相並べ

日本武尊、西は天照大神、素盞鳴尊を、祭り。東は、宮簀姫命、建稻種命を祭り、大宮五座と申せり。○五元神風神、志那都

都比賣神、火神、迦具土神、金山神、金山毘古神、金山比賣神。土神、波邇夜須毘古神、波邇夜須毘賣神。水神、彌都波能賣神。この五元神は、風、火、金、水、土と共に、

成出坐せし、其御靈なるが、即ち其の五元を掌り給ふ大神等なり。○海神大綿津見神なり。海をワタと云は渡るの義、ツは助字にてノ。

山神大山祇神なり。山の御靈に坐す神なり。○木神久々能智神なり。木祖とも申せり。延喜式に屋船久々遲命是木靈也とあ

三

二

るによりて、豊受姫神の分
靈なることを知るべし。○野神 鹿屋野比賣神なり。○水戸神 秋

津日子神、速秋津比賣神なり。ミナトは、○水分神 古事記に、天之水分、
水門の義にて、海に出入る門口なり。○井神 水波能賣神、御井神、天忍雲根神を

り。大和國の吉野、宇陀、都祁、葛。○坐摩神 居處領の義にて、皇居の
木等に坐す、水分神社是なり。○産土神 本

井を堀に、御功ありし神なり。忍雲根神は、天孫降臨の後、再び天上に參上
り坐して、天津水を申し受て、還降り坐し、神なり。此神天に登り坐し、

時の勢によりて、鳴。○氏神 其氏の神を云な
雷神とも稱奉れり。○宅神 屋船豊宇氣姫命、屋

をも申し、ウブスナは、令生根の義にて、誰にま
れ其生れたる土地の、鎮守神を申すなり。○竈神 火産靈神、奥津日子神、奥津

を申し、
せり。○木工神 手置帆負命、彦狹知命を申す。即ち大工の祖神なり。○金工神 天目一箇神、石

火の元靈なり。彦姫、二神は諸民
に炊焚の事を教へ給ひしなり。○門神 櫛磐牖神、豊

を申し、
す。○舟神 舟は浮寶と云ひて、素盞鳴命の造初め給

金工は鍛冶とも、また
カタシとも云へり。○塞神 八衢比古神、八衢比目神、岐神なり。此三

吉大神は、船の往來を守
り給ふ神に坐せり。○幽冥大神 大國主神なり、幽冥と

れによりて、京にも諸國にも、一村
一家にも、祭鎮すべき神なり。○賢所大神 十代崇神、天皇

亂、盛衰人の生死禍福等を司り給へり。
給へる八咫鏡にて天照大御神を鎮祭せり。今は

側宮に八神、歷朝の皇靈をも鎮祭し給へり。
鎮魂八神 高御魂、

五

玉留魂、生魂、足魂、大宮賣神、御膳神、事大主神等を申せり。委
くは、各別に記すべし。但御膳神は、豊受姫尊の亦名なり。○事代主神

俗に惠美須神と稱へ、商業福徳を授け給ふ、皇孫降臨に方り、君臣の大義
を説きて、父大國主神をして、順逆の道を誤らしめず、此土を皇孫に奉上

り給ひし、忠孝比類なき神なり。故に皇城守護の神として、祭らせ給へり。
上の鎮魂八神見合すべし。事代とは父の心の援れんことを思ひ、言の表

を立て、幽冥に隠れ給ひしより、名
に負ひませり。主は大人の義なり。○宮比神 天鈿女命なり。此神、大宮
の内に侍り、常に善言美

詞を以て、仕奉り給ひしにより、大宮賣神と
も稱へ白して、愛敬を守り給ふ神なり。○禍津日神 大屋比古神、
又瀬織津姫、

神とも申せり。此神は、伊邪那岐神の、黄泉の穢を滌ぎ給はんとて、中瀬に
下りかつぎ給ひし時に成出坐して、御心健く一速き神にして、禍事を甚

じく忌嫌坐せるによりて、動もすれば、御荒び坐ることあり、御
名に禍津とあるによりて邪惡の神と、思ひ誤ることなかれ。○直日

神 大戸日別神なり。此神も、橿原の身濂の時に、出顯坐し、神に
て、諸の禍を直し、荒ぶる心を宥めて、惡を善に直す神なり。○疫神

須佐之男命なり。疫病を攘却給へる由の御名なり。行疫神と思ひ誤るな
かれ、俗に盜賊方、徒罪方など云て、それを掌ごる事のありしにて、も知べ

し。○醫神 大巳貴命、少名彥命の二神、病
を癒す法を始め給へり。○祓處神 天津神、國津神な

女、神、速開都比女、神、氣吹戸主、神
速佐須色比女、神をも申せり。○多賀大神 伊邪那岐命なり。淡路の
多賀に鎮座ましけるを、

近江にも勸請
したるなり。○熊野大神 紀伊國なる、上宮三社は、中伊邪那美神、左

神須佐之男、
命を祀れり。○龍田神 大和國龍田の立野に鎮座す、級津比古神、級津比

命を祀れり。○出雲大神 出雲國杵築宮に鎮座す、大穴持神也。此神
大地神となりて、幽政を統治し給へり。○大三輪神

延喜式に大和國城上郡大神大物主神社とあり。此神は大國主神の和魂を祭れり。山邊郡なる大和神社は、荒魂を祭りて、大國魂神とたゞへ奉れり。

○玉留魂 天地の大元主宰神天御中主大神を申す。浮れ往く靈魂を、身軀の中府に鎮留る、産靈を主宰り給ふ。造化三神を

見合す ○生魂足魂 生魂は、生活運動く産靈を主る神にて、伊邪諾尊を申し。足魂とは、不足なく足備はる産靈を主ご

る神にて、伊邪冊尊を申す。攝津、西高津鎮座の官幣 ○幸魂奇魂 大國大社生國魂神社の祭神なり。鎮魂八神參照すべし。主命

の和魂を申す。幸魂は、其身を守りて幸あらしむるなり。 ○御魂 御靈も奇魂は、萬事を覺知て、事業を成さしむる故の名なり。同じ、大

神の御靈、先考の御靈などあるは、本軀を云ひ、稻靈、稻魂など、ごは、其功德をたゞへたるにて、恩賴は、また靈殖の意なり。 ○大神古事

天照大御神、伊佐那岐、大御神とあるによりて、至て尊き ○皇神 スメは神等は、大神と書ても、オホミカミと訓むべき例なり。統知給

ふ神の義なり。何れの神 ○歷朝皇靈 先代なる、天皇諸の御靈を申すなり。 ○代々乃をも尊みて然申せり。

祖等 先代の祖靈を、 ○親族乃御靈 諸親族の御靈を云ふなり。 ○考命妣命 廣く云へり。

考妣は死したる、父母をい ○禍神 枉神とも書けり、世にも人にも、禍事ふ。命は尊みて云ふなり。をなし行ふ惡神を云へり。マガは元

曲るより出で、一切の ○邪鬼 妖魅、惡鬼など然訓みて、廣 ○災厄 禍、殃惡事の名となれり。く妖鬼の類を云へり。妖氛

災難なども皆然訓り、ワザは、該、童謠などのワザと同じ言にて ○神氣 今世にも、死靈、狐狸などの祟るを、物の態と云へるは是なり。

神の祟りあるをいふ。物氣は、生人にま ○蠱物 物、怪などの、人の心身にれ、死人にまれ、祟りをなすを云へり。混交するを云ふ。壓魅ま

た蠱毒などを、然訓り。

大正元年十二月廿五日印刷
大正二年一月一日發行



編纂者 三重縣鈴鹿郡高津瀨村大字高宮 鈴木武一

發行者 三重縣鈴鹿郡高津瀨村大字高宮 鈴木武一

印刷者 三重縣四日市市新丁 松尾民治郎

印刷所 三重縣四日市市新丁 三重印刷所

發行所

三重縣鈴鹿郡高津瀨村大字高宮

皇風館

● 裝釘優美、卷首ニ伊勢神宮、賢所、熱田神宮ノ寫真版ヲ挿入ス

神宮大宮司子爵三室戸和光閣下題字
宮内省掌典 宮地嚴夫先生題詠
熱田神宮宮司 角田忠行先生序文
宮内省編纂者
文學博士井上賴國先生校閱
鈴木武一編纂

神器新攷 全

定價金參拾五錢
郵税金 四 錢

賜 天 覽

我傳國ノ御寶器タル三種神器ノ起源及ビ來歴ヲ悉知シテ恐カレド皇位ノ神聖ニ
マシノクテ國體ノ比類ナク尊嚴ナル事國民道義ノ根基ヲカキ事ナドヲ臣民一般
ノ腦裡ニ深ク浸潤セシムルハ、國民教育上ノ最緊最要事タルベシ、予曩ニ
本書ノ編纂ヲ企圖シ、嚴密ナル校閲ヲ斯道ノ碩學井上老博士ニ請ヒ、更ニ冠ス
ルニ神器鎮祭ノ神宮賢所等ニ奉仕セラル、伊勢神宮子爵三室戸大宮司熱田神宮
角田宮司賢所宮地掌典等ノ題字題詠序文ヲ以テシタリ、本書ハ行文平易ニシテ
専門術語ニ假名ヲ附ケ何人ニモ讀ミ易ク判リ易カラシムル事ヲ旨トシ國民教育
上ノ資料トシテ國家道義ノ培養タラン事ヲ期待セリ、大方ノ諸賢幸ニ一本ヲ備
ヘラレム事ヲ

● 金甌無缺ノ我國體ノ淵源、忠君愛國ノ我道義ノ眞髓ヲ知ラント欲スルモ
ノハ、須ラク必讀ヲ要ス

發賣所 三郡 重高 縣津 鈴瀨 鹿村 皇風館

終

